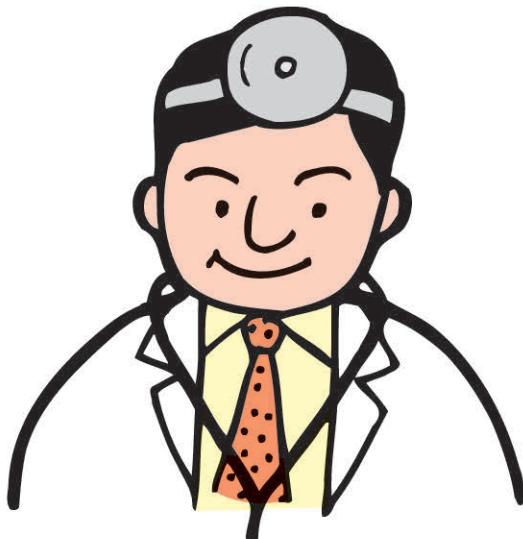


一般社団法人愛媛県医師会 団体医師賠償責任保険等のご案内

(医師賠償責任保険特約・オプションのご案内を含みます。)



お手続き方法／募集要領

団体医師賠償責任保険等の更新時期(毎年5月1日)がまいります。
詳しいお手続き方法は、裏表紙に記載しておりますのでご確認ください。
お手続き期限は、2024年3月25日(月)までです。

●このパンフレットは、2024年2月1日現在の取扱商品の概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。なお、中途加入いただく場合は、ご加入の時期によって保険金額や保険料相当額が変わる場合がありますので、ご加入にあたっては取扱代理店までお問い合わせください。

●取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいたて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

(団体保険契約者) 一般社団法人愛媛県医師会
(取扱代理店) 愛媛県医師協同組合

医師賠償責任保険

P. 2

看護職賠償責任保険

P. 5

医療従事者賠償責任保険

P. 7

クレーム対応費用保険

P. 8

サイバー保険※

P. 10

※個人情報漏えい保険は2022年から
サイバー保険に統合いたしました。

医療廃棄物排出者責任保険

P. 16

傷害担保追加条項

P. 18

雇用慣行賠償責任保険

P. 20

保険種類	主な補償内容	加入状況 チェック
基本 医師賠償責任保険	<p>医療行為に係わる賠償責任を補償します。</p> <p>医療施設（建物・設備）や給食等に係わる賠償責任を補償します。</p>	
1 看護職賠償責任保険 (包括契約)	<p>看護職（看護師・准看護師・保健師・助産師）を包括的に保険の対象者とし、看護職の個人責任部分を補償します。</p>	
2 医療従事者賠償責任保険 (包括契約)	<p>医療従事者（診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、薬剤師、介護福祉士等）を包括的に保険の対象者とし、医療従事者の個人責任部分を補償します。</p>	
3 クレーム対応費用保険	<p>第三者からのクレーム行為を被った場合に、そのクレーム行為を解決するために、弁護士費用を負担することによって生じた損害を補償します。</p>	
4 サイバー保険 ※個人情報漏えい保険は2022年から サイバー保険に統合いたしました。	<p>ネットワークの所有、使用もしくは管理または情報メディアの提供にあたり生じた偶然な事由や情報の漏えいまたはそのおそれが生じることにより負担する損害を補償します。</p>	
5 医療廃棄物排出者責任保険	<p>医療機関が排出した廃棄物が不法投棄され、所定の法律に基づく廃棄命令・除去費用の求償を受けた場合に、廃棄物の撤去や汚染土壤の浄化にかかる費用などを補償します。</p>	
6 傷害担保追加条項	<p>開設者や医療施設の業務に従事する者が、業務中に急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体傷害、中毒症状（細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を除きます。）、感染症に対し、所定の保険金をお支払いします。</p>	
7 雇用慣行賠償責任保険	<p>医療施設の開設者等が行った雇用差別、不当解雇、セクシャルハラスメントに起因した損害賠償請求に対し、開設者等が法律上の賠償責任を負担することによって被った損害を補償します。</p>	

項 目	ページ
◆ 団体医師賠償責任保険等のご案内	
・ 医師賠償責任保険	· · · · · 2
・ 看護職賠償責任保険（包括契約）	· · · · · 5
・ 医療従事者賠償責任保険（包括契約）	· · · · · 7
・ クレーム対応費用保険	· · · · · 8
・ サイバー保険	· · · · · 10
・ 医療廃棄物排出者責任保険	· · · · · 16
・ 傷害担保追加条項	· · · · · 18
・ 雇用慣行賠償責任保険	· · · · · 20
 ◆ あらまし（契約概要）・注意事項等のご説明	
・ 医師賠償責任保険	· · · · · 22
・ 看護職賠償責任保険（包括契約）	· · · · · 28
・ クレーム対応費用保険	· · · · · 30
・ サイバー保険	· · · · · 32
・ 医療廃棄物排出者責任保険	· · · · · 34
 ◆ 万一事故にあわれたら	 · · · · · 37
 ◆ <u>お手続き／ご加入要領</u>	 · · · · · 裏表紙

医師賠償責任保険

ご加入いただける方

詳細についてはあらまし P.22をご参照ください。

この保険にご加入いただける対象者、対象施設は以下のとおりです。また、医師特約条項の被保険者は医療施設(医院・診療所・病院・介護老人保健施設・介護医療院)の「開設者」※となります。医療施設特約条項の被保険者は、記名被保険者(保険証券に被保険者として記載される方)である開設者の方のほか、記名被保険者の使用人、その他記名被保険者の業務の補助者の方も被保険者となります。勤務医師包括担保追加条項をセットされた場合は勤務医も被保険者となります。

※開設者の業務の補助者たる医師(管理者、勤務医等)や看護師、薬剤師、診療放射線技師、その他の使用人が起こした医療事故によって開設者が負担する法律上の賠償責任について補償の対象となります。

※開設者以外の、勤務医や看護師等は被保険者とはなりません。

■(一社)愛媛県医師会の会員

■(一社)愛媛県医師会の会員が理事長となっている医療法人または管理者となっている医療施設

※介護医療院については、転換元となる医療施設と同一敷地内に開設された場合にかぎり、その医療施設とセットでの加入となります。

この保険の概要

■医師特約条項

被保険者またはその使用人その他被保険者の補助者が日本国内において行った医療上の過失によって、患者に身体障害(障害に起因する死亡を含みます。)が発生した場合において、被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

■医療施設特約条項

保険期間中に医療施設の建物や設備の使用・管理上の不備に起因する事故、給食等の取扱いに起因する事故によって、第三者の身体賠償や財物損壊が発生したこと、または業務遂行中に行われた不当な拘束やプライバシーの侵害等の不当行為により被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

<主な事故例>

- ・電気ショートにより出火し来院患者が死亡した！
- ・煮沸器の熱湯をこぼして患者がやけどした！
- ・待合室の天井が落下して来院患者がケガをした！
- ・給食で患者が食中毒となった！

※賠償責任保険(法律上の損害賠償責任を補償する特約条項・追加条項)では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者(患者もしくはその遺族)に支払われた見舞金等は保険金の支払対象となりません。

お支払いする保険金

「自己負担額」はありません。

■医師特約条項

- ①法律上の損害賠償金(治療費、休業損害、慰謝料など)
- ②争訟費用等(損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など)

■医療施設特約条項

- ①法律上の損害賠償金
 - ・身体賠償事故の場合は、治療費、休業損害、慰謝料など
 - ・財物賠償事故の場合は、修理費、再調達費※など。
- ※修理費および再調達に要する費用については、その被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。
- ②争訟費用等(損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など)

<ご注意>法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われたお見舞金等は、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

賠償責任保険 保険金をお支払いできない主な場合

- ・被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任(※)
- ・被保険者と世帯を同じくする親族の方に対する賠償責任(※)など
- (※)損保ジャパンが保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害に限ります。

医師特約条項 保険金をお支払いできない主な場合

- ・海外での事故
- ・美容を唯一の目的とする医療によって生じた賠償責任
- ・医療の結果を保証することによって加重された責任など

医療施設特約条項 保険金をお支払いできない主な場合

- (医療施設業務担保条項)
- ・被保険者が行った医療によるその医療の対象者の身体の障害に起因する賠償責任
- ・看護業務などの専門職業業務の遂行による賠償責任。ただし、損保ジャパンが保険金を支払わないのは記名被保険者以外の被保険者が被る損害に限ります。

人格権侵害担保条項 保険金をお支払いできない主な場合

- ・被保険者が行った医療に起因する賠償責任
- ・被保険者による採用、雇用または解雇に起因して被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ・被保険者もしくは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任

保険適用地域

この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。

医師特約および医療施設特約については、海外において損害賠償請求を提起された場合も補償対象となります。対象となる業務は日本国内で行う業務にかぎります。

損害賠償請求期間延長担保追加条項のご案内

ご注意ください

● 廃業後のリスクに対する備え

保険を継続しない場合や、廃業により保険契約を解約する場合には、損害賠償請求期間延長担保追加条項のセットをお勧めします。この追加条項をセットいただくことにより、保険期間終了前に行なった医療行為に起因して、保険期間終了後に損害賠償請求を受けた場合について、保険期間終了後5年もしくは10年にかぎり補償の対象とすることができます。医師特約は、保険期間中に医師等の責任となる事故により損害賠償請求の提起を受けた場合に保険金をお支払いする保険です。したがって保険を継続しない場合や廃業により保険を解約した場合などに、廃業前の医療に起因する事故により損害賠償請求の提起を受けた場合、補償の対象とすることできません。医療過誤による事故の場合、医療行為を行なってから事故が発見され損害賠償請求を提起されるまでの間に相当の時間を要することが多く、保険期間終了前に起因する事故により損害賠償請求が保険期間終了後になれる可能性は否定できません。

保険契約を継続されない場合や、廃業により保険契約を解約される場合には、保険期間終了後の賠償請求に備え、ご加入をご検討ください。

● 解約時のご注意点

損害賠償請求がなされるおそれのある身体障害の発生等をご認識されている場合は、解約の申し出をいただく前にその原因・事由を知った日からその日を含めて60日以内に書面で取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡いただいた場合、保険期間終了後5年間はその原因・事由による損害賠償請求による保険責任を延長します。(ただし、損害賠償請求を受けた時点で、損保ジャパンで医師賠償責任保険契約がある場合または他の保険契約等がある場合を除きます。)

勤務医師包括追加条項(医師特約条項オプション)のご案内

オススメ

ご加入医療機関の業務における勤務医師の方個人の賠償責任を、無記名で包括的にカバーする追加条項です。この追加条項を医療施設がご加入の医師特約と合わせてご加入になることにより、医療施設の開設者の使用人、その他開設者の業務の補助者である医師の方個人を被保険者とすることができます。

ご加入をご検討いただく場合は、詳しい内容を案内しますので取扱代理店までご連絡ください。

※この追加条項に加入している場合には、勤務医師が個人的に勤務医師賠償責任保険に加入の場合であってもこの追加条項を優先して適用し、損保ジャパンは勤務医師賠償責任保険への求償権行使しません。

※この追加条項は加入者証記載の医療機関の使用人以外の方が、その医療機関で行った医療行為についても包括的に補償の対象としているため、被保険者のお名前の確認できる名簿(医師名簿)をご加入医療機関において常時備付けられておくことが必要となります。

※勤務医包括の加入型(保険金額)はこの追加条項がセットされる主契約の医師特約の保険金額を上回らないものとします。

診療所(1診療所あたり)

【保険期間:毎年5月1日午後4時から1年間、団体割引20%適用、一括払】

契約型	保険金額		年間保険料 (一括払)
	1事故	期間中	
1型	100万円	300万円	1,874円
100型	1億円	3億円	23,057円
150型	1.5億円	4.5億円	26,921円
200型	2億円	6億円	30,785円
300型	3億円	9億円	38,513円

病院(1病床あたり)

【保険期間:毎年5月1日午後4時から1年間、団体割引20%適用、一括払】

契約型	保険金額		1病床(一般・療養病床)あたり 年間保険料(一括払)
	1事故	期間中	
1型	100万円	300万円	381円
100型	1億円	3億円	4,687円
150型	1.5億円	4.5億円	5,473円
200型	2億円	6億円	6,258円
300型	3億円	9億円	7,830円

〈診療所・病院共通〉

※保険料は、団体割引20%を適用した保険料です。団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

※勤務医包括の加入型(保険金額)はこの追加条項がセットされる主契約の医師特約の保険金額を上回らないものとします。

保険料表

医師賠償責任保険

ご加入契約の選び方

個人・法人および開設者の日医会員種別、勤務医がいる場合は勤務医の日医会員種別により、ご加入いただけます。ご契約タイプが異なりますのでご注意ください。

【表の見方】一人医療法人の開設者が日医A1会員で、1名いる勤務医(非常勤)が日医A2会員である場合、医療機関がご選択いただけるプランは、「医師特約100万円型」となります。

医療機関の形態	開設者の日医会員種別	勤務医がいる場合	ご選択可能プラン
診療所	個人	A1、A2会員のみ	◆ 医師特約100万円型
		A1会員以外の会員	◆ 高額補償型
	一人医療法人	A1、A2会員	◆ 医師特約100万円型
		A1、A2会員以外の勤務医あり	
		A1会員以外の会員	◆ 高額補償型
病院	個人	A1、A2会員	◆ 医師特約100万円型 (病院)
		A1、A2会員以外	◆ 高額補償型 (病院)
	法人	—	—

※A1、A2会員以外の勤務医がいる場合は、勤務医賠償責任保険へのご加入をご検討ください。

病院が、「勤務医包括特約」にご加入いただくことにより、包括的に勤務医(常勤・非常勤を問いません)を被保険者に含める契約方式(無記名式)もございます。

診療所(1診療所あたり)

【保険期間:毎年5月1日午後4時から1年間、団体割引20%適用、一括払】

契約 タイプ	補償内容(保険金額)						年間保険料 (一括払)	
	医師特約		医療施設特約		人格権侵害事故			
	対人賠償		対人賠償		対物賠償		無床	有床
1事故につき	1年間につき	1名につき	1事故につき	1事故につき	1名	1事故 期間中		
医師特約 100万円型	1-100B	100万円	300万円	1億円	10億円	2,000万円	1,000万円	7,344円
	1-150B	100万円	300万円	1.5億円	15億円	3,000万円		7,480円
	1-200B	100万円	300万円	2億円	20億円	4,000万円		7,616円
高額補償型	100-100B	1億円	3億円	1億円	10億円	2,000万円	1億円	80,624円 92,816円
	100-150B	1億円	3億円	1.5億円	15億円	3,000万円		80,760円 92,952円
	100-200B	1億円	3億円	2億円	20億円	4,000万円		80,896円 93,088円
	200-200B	2億円	6億円	2億円	20億円	4,000万円		107,480円 123,760円
	300-300B	3億円	9億円	3億円	30億円	6,000万円		134,344円 154,704円

病院(1病床あたり)

【保険期間:毎年5月1日午後4時から1年間、団体割引20%適用、一括払】

保険料計算方法

※種別病床数とは、医療法施行規則第1条で定める都道府県知事の許可病床数をいいます。なお、保険期間中に病床数の増減が生じた場合には、取扱代理店までご連絡ください。

$$\begin{array}{l}
 \boxed{\text{病床数}} \times \boxed{1\text{病床あたり保険料}} + \boxed{\text{病床数}} \times \boxed{1\text{病床あたり保険料}} = \boxed{\text{年間保険料}}
 \\
 \text{病床} \quad \quad \quad \text{円} \quad \quad \quad \text{病床} \quad \quad \quad \text{円} \quad \quad \quad \text{円}
 \end{array}$$

保険料①(一般病床) + 保険料②(療養病床) = 保険料①+保険料②

- 【ご注意】①病院契約を「新規にご加入」いただく場合、あらかじめ保険会社の承諾が必要です。
 ②ベッド数が100以上の病院の保険料は目安であり、「優良割引」、「デメリット割増」を適用する前の保険料です。
 ご継続保険料は別途ご案内します。

契約 タイプ	補償内容(保険金額)						1病床あたり年間保険料 (一括払)				
	医師特約		医療施設特約		人格権侵害事故		上記のご注意参照				
	対人賠償	対人賠償	対物賠償	1名	1事故 期間中	一般病床 99床以下	一般病床 199以下	一般病床 299以下	療養 病床		
1事故につき	1年間につき	1名につき	1事故につき	1事故につき	1名	1事故 期間中	1,000万円	1億円			
医師特約 100万円型	1-100B	100万円	300万円	1億円	20億円	2,000万円	1,000万円	1,824円	2,288円	2,808円	1,680円
	1-150B	100万円	300万円	1.5億円	30億円	3,000万円		1,848円	2,312円	2,832円	1,704円
	1-200B	100万円	300万円	2億円	40億円	4,000万円		1,872円	2,336円	2,856円	1,728円
高額補償型	100-100B	1億円	3億円	1億円	20億円	2,000万円	1億円	12,856円	15,712円	21,216円	10,392円
	100-150B	1億円	3億円	1.5億円	30億円	3,000万円		12,880円	15,736円	21,240円	10,416円
	100-200B	1億円	3億円	2億円	40億円	4,000万円		12,904円	15,760円	21,264円	10,440円
	200-200B	2億円	6億円	2億円	40億円	4,000万円		16,211円	19,827円	26,809円	13,392円
	300-300B	3億円	9億円	3億円	30億円	6,000万円		19,214円	23,516円	31,807円	15,862円

※介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

<診療所・病院共通>

*保険料は、団体割引20%を適用した保険料です。団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

看護職賠償責任保険

包括契約

詳細についてはあらまし P.28をご参照ください。

看護職賠償責任保険(包括方式)とは

- 看護師・准看護師・保健師・助産師の方(以下、看護職といいます。)の業務※の遂行に起因して事故が発生した場合に、その看護職の方が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。なお、この保険の対象となる方は、上述の資格をお持ちの方にかぎります。
- 万が一の「看護職の個人責任」に対する備えとなり、医療機関に勤務される看護職の皆さま(過去に勤務していた方を含みます。)が、安心して業務に専念いただけます。
- 包括方式ですので、医療機関が加入者(保険料負担者)となり、すべての看護職の方を一括して被保険者としますので、個々の看護職の方のお申込手続きは必要ありません。

※ 業務とは、保健師助産師看護師法に定められた業務および介護業務(身体上または精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者に対して行われる入浴、排泄、食事等の介護業務)をいいます。

- (ご注意)
- ・保険金のお支払い対象となる事故が起こった場合、その看護職は法律上の賠償責任において共同不法行為者として損害額の一部または全部の責任を負う場合がありますが、本保険では看護職個人の帰責割合(本来負担すべき責任の割合をいいます。)に応じた金額のみをお支払いすることとなります。
 - ・また、病院、診療所または医師が加入されている医師賠償責任保険のお支払対象となる場合には、医師賠償責任保険が優先して適用されます。
 - ・保険期間中に事故が発見された場合にかぎり損害に対して保険金をお支払いします。
 - ・ご加入された医療施設の業務を遂行することによって起こった事故のみ保険の対象となります。

「看護職賠償責任保険」の補償内容

保険金の種類	保険金のお支払対象となる事故例
身体賠償	看護(介護)業務に起因して第三者の身体に障害を与え、法律上の賠償責任を負った場合
財物賠償	看護(介護)業務に起因して第三者の財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合
受託物賠償	患者の所持品(メガネ・入歯等)を預かった際に落として壊してしまった場合
刑事弁護士費用	看護業務の対象者が死傷した場合において、業務上過失致死傷罪の疑いで送検された場合
人格権侵害	患者の個人情報を不当に漏えいして、本人・家族から名誉毀損で訴えられた場合
初期対応費用	事故発生時に迅速な対応を必要とするような場合(事故発生時の通信費用等)
被害者対応費用 (見舞金・見舞品)	身体障害発生時(死亡または8日以上の入院)において社会通念上妥当な範囲の見舞費用を看護職が負担した場合

お支払いする保険金

①損害賠償金

(示談・和解による場合でも対象となります。)

- ・被害者の治療費・入院費・慰謝料・休業補償等
- ・被害財物の修理、再購入費用等(減価償却あり、時価額限度とします。)

※事故が発生した場合は、損保ジャパンにご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくことになります。保険会社が被保険者の代わりに示談交渉を行うことはできません。

②争訟費用等

- ・弁護士費用・訴訟費用・和解や調停に要する費用等

※事前に損保ジャパンの承認が必要です。

③刑事弁護士費用

- ・刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用

※事前に損保ジャパンの承認が必要です。

など

診療所(1診療所あたり)

【保険期間:毎年5月1日午後4時から1年間、団体割引5%適用、一括払】

保険金の種類	保険金額(お支払限度額)	自己負担額	1診療所あたり年間保険料(一括払)
身体賠償	1事故につき1億円／保険期間中3億円	なし	14,550円
財物賠償(含む受託物賠償)	1事故 100万円		
刑事弁護士費用	1事故・保険期間中 500万円		
人格権侵害	1事故・保険期間中 500万円		
初期対応費用	1事故につき450万円		
被害者対応費用(見舞金・見舞品)	1事故につき1万円		

<ご契約にあたってのご注意>①ご勤務される看護職の方を一括して付保するため、一部の看護職の方のみを対象とする契約はできません。

②保険金額等「保険条件」はすべての看護職の方が同一条件となります。

③事故発生時にはその看護職がその医療機関に勤務していたことを証明できる名簿等が必要となります。

※介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

＊保険料は、団体割引5%を適用した保険料です。団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

病院(1病床あたり)

【保険期間:毎年5月1日午後4時から1年間、団体割引25%適用、一括払】

保険金の種類	保険金額(お支払限度額)	自己負担額	1病床(一般病床)あたり年間保険料(一括払)
身体賠償	1事故につき1億円／保険期間中3億円	なし	1,900円
財物賠償(含む受託物賠償)	1事故 100万円		
刑事弁護士費用	1事故・保険期間中 500万円		
人格権侵害	1事故・保険期間中 500万円		
初期対応費用	1事故につき450万円		
被害者対応費用(見舞金・見舞品)	1事故につき1万円		

<ご契約にあたってのご注意>①ご勤務される看護職の方を一括して付保するため、一部の看護職の方のみを対象とする契約はできません。

②保険金額等「保険条件」はすべての看護職の方が同一条件となります。

③事故発生時にはその看護職がその医療機関に勤務していたことを証明できる名簿等が必要となります。

※介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

＊保険料は、大口団体割引25%を適用した保険料です。団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

医療従事者賠償責任保険

※医師賠償責任保険にご加入の方のみセットでご加入いただけます。(本商品のみのご加入はできません。)

包括契約

保険の概要

<第1章 医療業務担保条項>

- 医療従事者(診療放射線技師(診療エックス線技師)・理学療法士・臨床工学技士・衛生検査技師・作業療法士・言語聴覚士・臨床検査技師・視能訓練士・義肢装具士・管理栄養士・歯科衛生士・歯科技工士・精神保健福祉士・薬剤師・介護福祉士・社会福祉士・救急救命士)の方の下記法律に規定する業務に起因して、他人の身体に障害が発生し、保険期間中に患者またはその遺族より損害賠償請求を提起された場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内で補償します。

①診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)	⑥臨床工学技士法(昭和62年法律第60号)	⑪精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)
②臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)	⑦義肢装具士法(昭和62年法律第61号)	⑫薬剤師法(昭和35年法律第146号)
③理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)	⑧栄養士法(昭和22年法律第245号)	⑬社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)
④視能訓練士法(昭和46年法律第64号)	⑨歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)	⑭救急救命士法(平成3年法律第36号)
⑤言語聴覚士法(平成9年法律第132号)	⑩歯科技工士法(昭和30年法律第168号)	

※1. 保険金のお支払い対象となる事故が発生した場合、その医療従事者は法律上の賠償責任において共同不法行為者として損害額の一部または全部の責任を負う場合がありますが、本保険ではその医療従事者個人の帰責割合(本来負担すべき責任の割合をいいます。)に応じた金額のみをお支払いすることとなります。

※2. 保険期間中に損害賠償請求を提起された場合のみ保険の対象となります。

※3. ご加入された医療施設の業務を遂行することによって起こった事故のみ保険の対象となります。

<第2章 刑事弁護士費用担保条項> (2024年2月1日以降保険始期契約より)

- 被保険者の医療業務の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたときにかぎり、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

※次の費用はお支払いの対象外になります。

- ①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用
②弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用

など

ご加入いただける方

医療施設(一般医院・診療所・歯科診療所・病院・介護老人保健施設・介護医療院)の開設者

被保険者

加入者証記載の医療施設に勤務するすべての医療従事者の方(過去に勤務していた方を含みます。)

※包括契約方式のため上記の方が一括して被保険者となります。

この契約方式の場合「医療従事者の方全員」が補償対象者となるため以下のようないい處があります。

- ①加入医療従事者の方の署名・捺印等が不要です。
②付保もれ・更改もれの心配が不要です。
③過去に退職された医療従事者の方も対象となります。

お支払いする保険金

<第1章 医療業務担保条項>

- ①法律上の損害賠償金
(示談・和解による場合でも対象となります。)
・被害者の治療費・入院費・慰謝料・休業補償 等
②争訟費用
・弁護士費用・訴訟費用・和解や調停にかかる費用等
(損保ジャパンの事前の承認が必要です。)

<第2章 刑事弁護士費用担保条項>

刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用

ご加入にあたってのご注意

- ①ご勤務される医療従事者の方を一括して付保するため、一部の医療従事者の方のみを対象とする契約はできません。
②保険金額等「保険条件」はすべての医療従事者の方とも同一条件となります。
③事故発生時にはその医療従事者が貴病院(診療所)に勤務していたことを証明できる名簿等が必要となります。

保険金をお支払いできない主な場合

次のような事故の場合は保険金が支払われませんのでご注意ください。

<第1章 医療業務担保条項>

○次の事由に起因する損害

①保険契約者・被保険者の故意、②前記法律に違反して行った業務、③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動、④地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象、⑤特別な約定により加重された責任、⑥海外での医療行為、⑦初年度契約締結前に知っていた(不注意により知らなかつた場合を含みます。)身体障害により保険期間開始後に提起を受けた損害賠償請求など

※初年度契約とは、2004年4月1日以降最初にご契約される医療従事者賠償責任保険契約をいいます。

<第2章 刑事弁護士費用担保条項>

○次の事由に起因する損害

①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動、②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象

○次に掲げる刑事案件に起因する損害

①保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事案件、②被保険者の有罪の確定がなされた刑事案件、③被保険者と世帯と同じくする親族の死傷に関する刑事案件、④被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事案件、⑤美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事案件、⑥所定の免許を有しない者が行った医療業務に起因する刑事案件など

保険料表

医療従事者賠償責任保険(包括契約)

医師賠償責任保険とのセット加入で
団体割引20%が適用されます。

【保険期間:毎年5月1日午後4時から1年間、団体割引20%適用、一括払】

契約の型コード		J5型	J7型	J8型
保険金額	1事故	5,000万円	10,000万円	20,000万円
	期間中	15,000万円	30,000万円	60,000万円
保険料	一般診療所(1診療所あたり)	358円	419円	560円
	病院契約 (1ベッドあたり)	一般・療養病床	210円	247円
		精神病床	22円	26円
		結核その他病床	34円	39円

※介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

※団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により、決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

※刑事弁護士費用担保条項の保険金額は、1事故・保険期間中500万円となります。ただし、被保険者が複数の場合は、被保険者ごとに適用するものとします。

クレーム対応費用保険

クレーム対応費用保険は費用・利益保険普通保険約款に医療業務妨害行為対応費用保険特約条項および各種特約をセットしたものです。

詳細についてはあらまし P.30をご参照ください。

クレーム対応費用保険の特長

その1

クレーム対応に関する専門相談窓口へ、**無料相談が可能！**

その2

専門相談窓口が当事者間での解決困難と判断した事案は、**弁護士費用を補償！**

ご加入いただける方

- （一社）愛媛県医師会の会員

無料相談対象者、弁護士費用の被保険者

- （一社）愛媛県医師会の会員
- （一社）愛媛県医師会の会員が開設する医療機関の役員、使用人およびその業務の補助者
- （一社）愛媛県医師会の会員が理事長となっている医療法人または管理者となっている医療施設の役員、使用人およびその業務の補助者

対象となるクレーム行為

被保険者に対して、行われる下記の行為

- | | | | | | |
|-----------|-----|-----|-----|--------------|------|
| ・暴行 | ・脅迫 | ・強要 | ・威力 | ・セクシャルハラスメント | ・不退去 |
| ・偽計、風説の流布 | | | | | |

お支払いする弁護士費用

相談料、着手金、報酬金、手数料、争訟費用、その他弁護士が委任事務処理を行ううえで必要な費用
※日当、顧問料は含まれません。

想定される主なクレーム事例

診療に関するもの

- ◆患者が「注射してくれるまで帰らない」と診察室で仰向けになり、次の患者が入れない状況になった。
〈不退去罪〉

待ち時間に関するもの

- ◆待ち時間が長いことに腹を立てた患者が、受付カウンター越しに職員の肩をつかんで罵倒した。
〈威力業務妨害〉

診断書に関するもの

- ◆医学的に根拠のない内容の診断書を書くように脅され拒否したところ、毎日診療所へ押しかけ「大声を出す」「居座る」などの業務妨害を受けた。
〈威力業務妨害〉

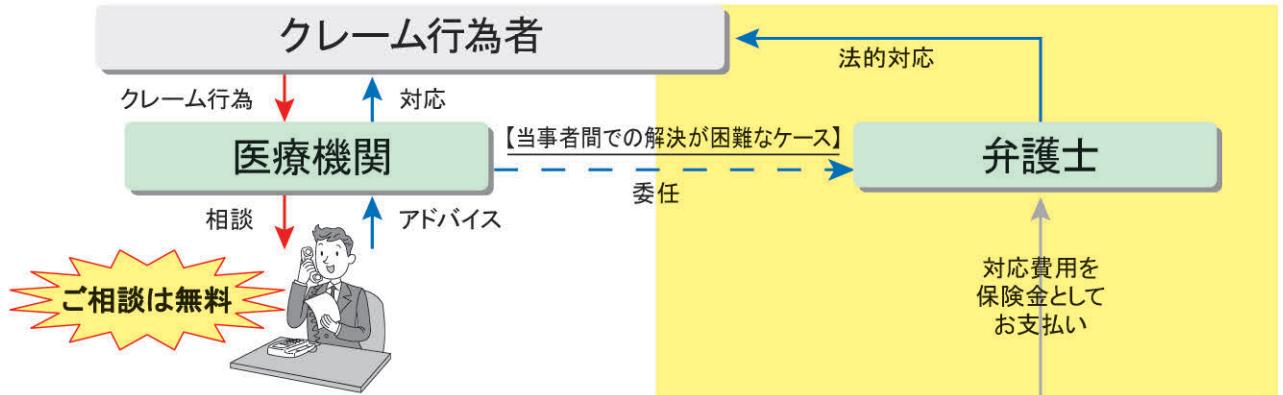
セクハラ・ストーカーに関するもの

- ◆女性看護師や女性事務職員数名に待合室や廊下などですれ違い時に抱きつく等、問題行動が再三続けられた。
〈公然わいせつ罪〉

その他

- ◆他の患者の前で「ヤブ医者だ」と罵倒された。インターネットで書き込みされ風評被害が発生。
〈侮辱罪〉

もし、クレーム行為に遭ったら



専門相談窓口 【クレームコンシェル】

※受付時間:平日の午前10時から午後6時まで
※ご利用は本保険の被保険者のみとなります。

お電話の際にはご契約状況がわかる加入者証をお手元にご用意ください。

【オペレーター】 株式会社プライムアシスタンス

ロードアシスタンスサービスをはじめとした各種相談対応に関して豊富な実績がございます。

【弁護士】

医療係争の分野に長けた弁護士が常駐しております。

STEP1 専門家に相談！

- ・対象のクレームが発生した場合、専門相談窓口にご相談ください。
 - ・クレーム応対のプロが対応方法についてアドバイスをさせていただきます。
- 注意** クレームコンシェル内弁護士からは、一般的な法律相談や法制度上の助言をさせていただきます。したがって、個別具体的な法的な助言は行っておりません。
- ・クレームコンシェル内弁護士とのご相談時間は15分までとさせていただきます。
 - ・保険契約前に発生しているクレームや、患者さまの身体障害に関する賠償請求など医師賠償責任保険での対応となる相談は対象外です。
 - ・医療事故等の場合は、医師賠償責任保険のご加入窓口にご連絡をお願いします。

STEP2 弁護士に対応依頼！

- ・専門相談窓口が当事者間での解決困難と判断した案件については、弁護士への委任をお勧めさせていただきます。
- ・弁護士の対応に係る費用は保険金としてお支払いすることができます。

注意 弁護士費用を保険金としてお支払いするのは、専門相談窓口に支援を要請し、損保ジャパンが承諾した場合のみとなります。

保険料表

クレーム対応費用保険

ご加入プランの選択と年間保険料

保険期間1年、一括払

お支払いする弁護士費用の支払限度額			
プラン①	プラン②	プラン③	プラン④
1事故50万円 期間中150万円	1事故100万円 期間中300万円	1事故200万円 期間中600万円	1事故300万円 期間中900万円
自己負担額 1万円			
縮小支払割合 90%			
勤務医（1名あたり）	8,750円	10,000円	12,500円
一般診療所・歯科診療所（注）	17,500円	20,000円	25,000円
病院（100床未満）（注）	70,000円	80,000円	100,000円
病院（100床以上500床未満）（注）	75,000円	100,000円	150,000円
病院（500床以上）（注）	90,000円	120,000円	180,000円

（注）1施設あたりの保険料です。

お支払いする保険金 = （弁護士からの請求費用 - 自己負担額1万円） × 90%

※弁護士からのご請求費用とお支払いする保険金の差額は、お客さま自身でのご負担となります。

『医療機関用団体サイバー保険』は、サイバーセキュリティ事故や情報漏えいに起因して発生する損害を包括的に補償する保険です。

1. 日本におけるサイバー攻撃の脅威の高まり

◆2021年に検知した通常では想定されないアクセス件数は、

2017年と比較して約3.9倍に増加

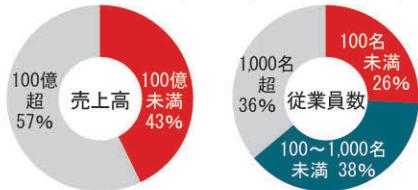
出典：警察庁「令和3年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」
(インターネットとの接続点に設置したセンサーで検知した1日1IPアドレスあたりの件数)

◆サイバー攻撃は企業規模に関係なく発生

出典：一般社団法人日本損害保険協会「サイバー保険に関する調査 2018」

(サイバー攻撃を受けたことがあると回答した企業の売上高および従業員数別割合)

全ての企業がサイバー攻撃をいつ受けてもおかしくない状況であり、「自院には関係ない」と他人事ではありません



2. 情報漏えい事故はあとを絶たず、法規制も強化

◆2018年の漏えい事故は約450件、想定損害賠償額は総額約2,700億円

→インターネットや電子メール経由の漏えい件数が2017年より増加

出典：日本ネットワークセキュリティ協会「2018年情報セキュリティインシデントに関する調査結果～個人情報漏えい編～(速報版)」

◆2022年4月1日施行改正個人情報保護法により、事業者の責務が厳格化

→罰金の強化や漏えい報告の義務化等、規制が更に強化されます

企業活動のIT化の進展や法規制を踏まえた情報漏えい対策の強化が必要になっています



3. 医療機関におけるサイバーリスクとは？

医療機関は、医療情報等のセンシティブな情報に加え、クレジットカード等の金融情報も存在するため、サイバー犯罪者の標的になりやすいと考えられます。特に、健康保険証の番号等、有効期限の定めのない個人情報や、変更が困難な個人情報は継続利用が可能なため狙われやすく、他の業種と比較してもサイバーリスクは高いと言えます。

医療機関におけるサイバー攻撃の被害例

①賠償責任を負担することによって生じる損害

- 院内の端末がコンピュータウイルスに感染し、外部と不正な通信を行っていたことが判明。調査を行った結果、データベースに登録されている患者の個人情報が漏えいした可能性があり、一部の患者から損害賠償請求を受けた。
- 院内の端末がコンピュータウイルスに感染していたことを知らずに関係先へメールを送信したところ、関係先のサーバーに保管されているデータがすべて消去され、損害賠償請求を受けた。
- 悪意ある第三者に自院のホームページが改ざんされており、そのページを閲覧した関係先もコンピュータウイルスに感染し、損害賠償請求を受けた。

②事故時の対応、事故後の対策等のために必要な費用

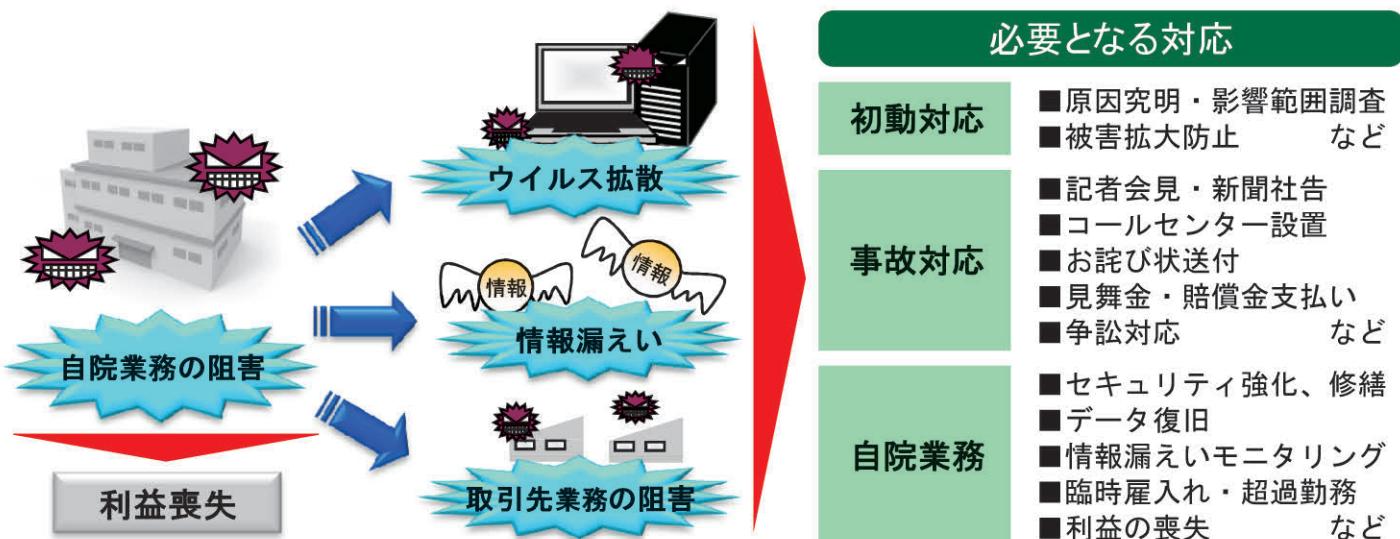
- システム管理委託会社より不正アクセスを検知したという通報を受け、原因究明や影響範囲を調査したが、作業が難航したため、調査専門会社にフォレンジック調査を依頼した。
- ランサムウェアにより、診療情報や調剤情報、会計情報、予約情報等が利用不能となり、被害状況の把握などを行うため、調査専門会社へ委託した。
- 院内の端末がコンピュータウイルスに感染し、患者の個人情報数万人分が漏えいした可能性があったため、お詫びの品を購入して発送するとともに、患者からの問い合わせに対応するためコールセンターを設置した。

③利益損害・営業継続費用（オプション）

- サイバー攻撃を受け、院内のサーバーがダウンしたことでの医療行為の提供が困難な状況となり、業務を一部停止した。それに伴い、喪失利益が発生し、また、業務を継続させるために、従業員が超過勤務をした場合の超過勤務手当等の費用が発生した。

4. サイバー攻撃の被害例

サイバー攻撃を受けた場合、様々な対応が必要となるとともに、貴院は被害者であると同時に取引先や顧客に対する加害者となり、損害賠償請求を受ける可能性もあります。また、業務が阻害されることで喪失利益も発生します。



5. サイバー攻撃被害に伴う対応事例

サイバー攻撃を受けた場合には、各種対応のために様々な費用が発生します。加えて損害賠償金の支出や喪失利益が発生する可能性があります。

電子カルテのサーバに外部から不正アクセスの可能性があることが判明した。



主な対応事項	主な対応内容	損害額(例)
原因究明	外部の調査専門会社（セキュリティベンダー）に発生原因の究明と漏えいの可能性があるデータ範囲の特定を依頼するために、サーバ3台の調査を委託した。 セキュリティベンダーの調査の結果、約3万人の患者の個人情報に対し、外部から不正にアクセスされた可能性があることが判明した。	約300万円
謝罪・広報対応	弁護士と相談のうえで、被害者への謝罪と報告文書送付、関係機関への報告、社外公表文書（WEB公表）等を作成した。	約50万円
	セキュリティベンダーによる調査結果から判断した外部に漏えいまたはそのおそれの可能性が高い約3万人に、漏えいの経緯の説明を兼ねたお詫び状を郵送した。	約150万円
	その後、お詫びの品を発送した（1人500円の商品券+郵送代）。	約1,800万円
コールセンターの設置	外部に公表した時点で、既存の問い合わせ窓口では対応できなくなることを想定し、新たに専用の問い合わせ窓口を設置した。 (10ブース・2週間程度、5ブース・2週間程度)	約500万円
コンサルタント委託	危機管理コンサルタント（外部）の支援を受けながら、現状把握・今後の対応方針の検討等を行う対策会議（3回）を実施した。	約200万円

※上記費用は全て医療機関用団体サイバー保険の「事故対応特別費用」のお支払対象になります。



損害賠償	医療機関が保有する個人情報にはセンシティブな情報や金融情報等が含まれる可能性があるため、損害賠償額が高額になる可能性があります。
喪失利益 営業継続費用 (オプション付帯の場合)	感染したウイルス次第では復旧までに時間を要することとなり、その間営業を停止せざるを得なくなる可能性があります。また、営業を継続させるための緊急対応に追加費用が発生することもあります。

※上記費用は医療機関用団体サイバー保険の「損害賠償金」、「利益損害」および「営業継続費用」のお支払対象になります。

6. 『医療機関用団体サイバー保険』の補償内容（オールリスクプラン）

『医療機関用団体サイバー保険』は、医療機関が業務を遂行する過程で生じた貴院のコンピュータシステム上の電子データの改ざん・盗難・破損やコンピュータシステムに対する不正アクセス等のサイバー攻撃や情報漏えい等に起因する次の損害に対して保険金をお支払いする保険です。

(※) 加入者証に記載された施設における医療業務、介護業務または付随業務に起因する事故のみ対象です。

対象とする損害	概 要	加入タイプ（型）
A. 賠償責任を負担することによって生じる損害	提起された損害賠償請求について、医療機関（被保険者）が負担する損害賠償金、争訟費用等	
B. 事故時の対応、事故後の対策等のために必要な費用 ・事故対応特別費用 ・サイバー攻撃対応費用 ・情報漏えい対応費用 ・法令等対応費用	①保険金の支払対象となる損害が発生するおそれがある場合に、その事故に対応するため、医療機関（被保険者）が支出した情報漏えい対応費用、再発防止実施費用、損害拡大防止費用、謝罪文作成・送付費用、使用人等の超過勤務手当・臨時雇入れ費用、社告費用、コールセンター費用、弁護士相談費用、求償費用、被保険者システム修復費用、データ復旧費用、法人謝罪対応費用等 ②サイバー攻撃のおそれが発見されたことにより、サイバー攻撃の有無を判断するために支出した外部調査機関への調査依頼費用やネットワークの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用等（注1） ③情報の漏えいまたはそのおそれが生じたことにより、その対応のために医療機関（被保険者）が支出した認証取得費用・個人見舞費用・事故対応関連費用等の各種費用 ④事故を医療機関（被保険者）が保険期間中に発見したことにより、医療機関（被保険者）が規制手続きを行った場合または法令等に抵触するおそれのあることを医療機関（被保険者）が知った場合において、それに対応するために医療機関（被保険者）が支出した法令等対応費用	Sタイプ
C. 利益損害（オプション）	ネットワークを構成するIT機器等が機能停止することによって生じた医療機関（被保険者）の利益損害	
D. 営業継続費用（オプション）	ネットワークを構成するIT機器等が機能停止することによって生じた医療機関（被保険者）の営業継続費用	Tタイプ

(注1) サイバー攻撃のおそれが、次の①または②のいずれかによって保険期間中に発見され医療機関（被保険者）が認識した場合にかぎります。
①公的機関からの通報（サイバー攻撃に関する被害の届出および情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。）
②被保険者システムのセキュリティ運用管理を委託している会社等からの通報または報告（注2）

(注2) 医療機関（被保険者）が導入しているセキュリティ監視のソフトウェア、サービス等からの通知を含み、当該サイバー攻撃のおそれを医療機関（被保険者）が認識した時以降に調査等を委託した会社からの報告を除きます。

7. 『医療機関用団体サイバー保険』の補償内容（情報漏えい限定プラン）

『医療機関用団体サイバー保険（情報漏えい限定プラン）』は、医療機関が業務を遂行する過程で生じた貴院のコンピュータシステム上の電子データの改ざん・盗難・破損やコンピュータシステムに対する不正アクセス等の情報漏えいに起因する次の損害に限定して保険金をお支払いする保険です。

(※) 加入者証に記載された施設における医療業務、介護業務または付随業務に起因する事故のみ対象です。

対象とする損害	概 要	加入タイプ（型）
A. 賠償責任を負担することによって生じる損害	提起された損害賠償請求について、医療機関（被保険者）が負担する損害賠償金、争訟費用等	
B. 事故時の対応、事故後の対策等のために必要な費用 ・情報漏えい対応費用 ・法令等対応費用	①情報の漏えいまたはそのおそれ（注1）が生じたことにより、その対応のために医療機関（被保険者）が支出した認証取得費用・個人見舞費用・再発防止実施費用、損害拡大防止費用、謝罪文作成・送付費用、使用人等の超過勤務手当・臨時雇入れ費用、社告費用、コールセンター費用、弁護士相談費用、求償費用、被保険者システム修復費用、データ復旧費用等 ②事故を医療機関（被保険者）が保険期間中に発見したことにより、医療機関（被保険者）が規制手続きを行った場合または法令等に抵触するおそれのあることを医療機関（被保険者）が知った場合において、それに対応するために医療機関（被保険者）が支出した法令等対応費用	P・Q・Rタイプ（注2）

(注1) 情報漏えいまたはそのおそれのうち、個人情報の漏えいまたはそのおそれについては、保険期間中に次の①から④のいずれかがなされることにより、個人情報の漏えいまたはそのおそれが客観的に明らかになる場合にかぎります。

- ①サイバー攻撃が生じたことの当会社への書面による通知
- ②記名被保険者が行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準ずる媒体による会見、発表、広告等
- ③本人またはその家族への謝罪文の送付
- ④公的機関に対する文書による届出、報告等または公的機関からの通報

(注2) 情報漏えい限定プランには、利益損害（オプション）、営業継続費用（オプション）のセットはできません。

8. 『医療機関用団体サイバー保険』の特長

加入手続きの簡素化	・病院は病床数（ベッド数）、介護老人保健施設は定員数を基にした保険料体系です。 ・一般医院・診療所および歯科医院・診療所は、それぞれ一律の保険料体系となります（告知書不要）。
団体専用の保険料	団体制度ならではの割安な保険料でご加入いただけます。
充実した付帯サービス	・万が一、当保険が適用となる事象が発生した場合には、保険金のお支払いだけではなく、原因究明や被害拡大防止に向けた対応をサポートします。 ・サイバーリスク診断サービスなど、セキュリティ対策に関するメニューをご利用いただけます（一部有料）。

9. 付帯サービスの概要 (SOMPOリスクマネジメント社提供)

(1) サイバーリスクにおける事前対策サービス

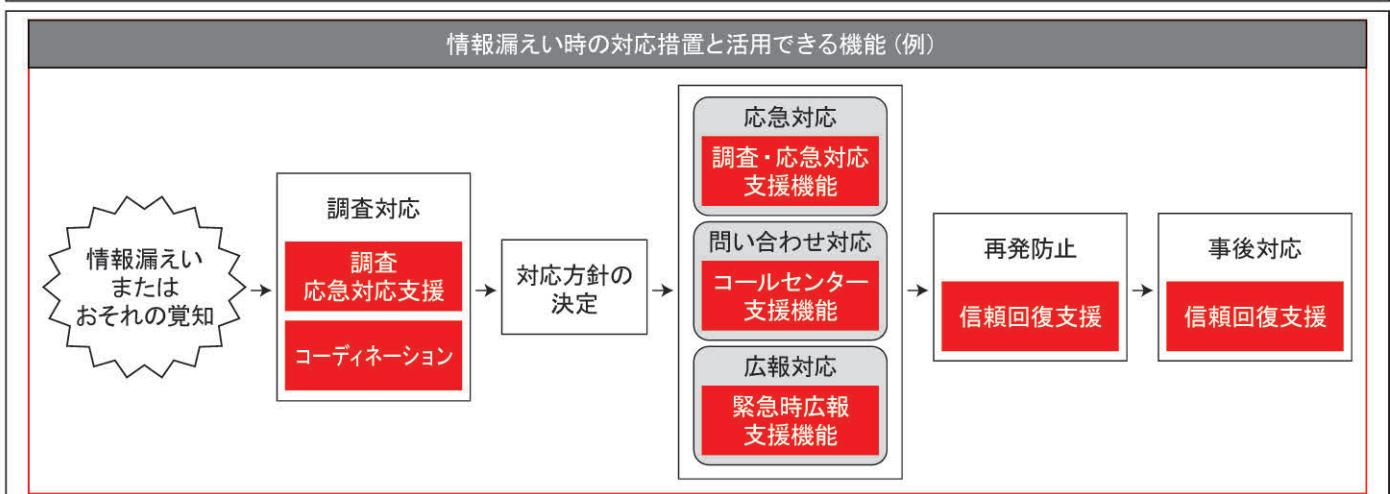
サービス名称	概 要	費用
①サイバーリスク簡易診断・プラスサービス	サイバーリスク対策として必要な組織体制や技術的な対策などについて、アンケートに基づき診断してレポートを提供するサービスです。	無料
②情報漏えい事故対応力診断レポートサービス	サイバー攻撃や内部不正による情報漏えいが万が一医療機関で発生した場合に求められる対応への取組状況について、アンケートに基づき診断してレポートを提供するサービスです。	無料
③ISO27001(ISMS)認証取得コンサルティング	継続的な情報セキュリティ向上に取り組むための国際規格であるISO27001(ISMS)の認証取得に必要な体制構築、教育、内部監査などの各ステップを通じて認証取得をご支援します。	有料
④情報セキュリティ事故に係る教育・訓練コンサルティング	過去のインシデント事例などを基にした訓練用のシナリオに沿って、システム部門がどのように事故を検知し、対応するかを考える机上訓練、仮想空間を用いて実際に行動する実機訓練の企画・実施をご支援します。 その他にも、標的型攻撃メールに対する予防訓練や各種専門領域に関する研修などのサービスも用意しています。	有料
⑤サイバー攻撃を想定した訓練・研修サービス	サイバーセキュリティ対応の実行性を確保・維持するために、①サイバー攻撃想定机上訓練、②サイバー攻撃想定実機訓練、③標的型攻撃メール対応訓練、④情報セキュリティ研修コースの4つのメニューを用意しています。	有料

(2) 事故発生時のサービス（緊急時サポート総合サービス）

さ い ば ー じ こ は
0120-318-258

「医療機関用団体サイバー保険」にご加入いただくと、万が一、サイバー攻撃などによる情報漏えいによって、その事故の公表や患者への謝罪等の対応をしなければならない場合、SOMPOグループのリスクコンサルティング会社である、SOMPOリスクマネジメント(株)を窓口として、「緊急時サポート総合サービス」のご利用が可能となり、ワンストップかつ総合的にサポートします。

(ただし、日本国内における利用、かつ医療機関用団体サイバー保険で保険金がお支払いできる場合にかぎります。)



<緊急時の各種サポート機能>

医療機関用団体サイバー保険にご加入の被保険者様からのご用命によりSOMPOリスクマネジメントが必要な機能をご提供します。
また、これらの支援に要する費用は、損保ジャパンが医療機関用団体サイバー保険を通じてファイナンス機能をご提供します。

調査・緊急対応支援機能	緊急時広報支援機能	コールセンター支援機能	信頼回復支援機能	GDPR対応支援機能	コーディネーション機能
<ul style="list-style-type: none"> ✓事故判定 ✓原因究明・影響範囲調査支援 ✓被害拡大防止アドバイスなど 	<ul style="list-style-type: none"> ✓記者会見実施支援 ✓報道発表資料のチェックや助言など ✓新聞社告支援など 	<ul style="list-style-type: none"> ✓SNS炎上対応支援（公式アカウント対応サポート） ✓WEBモニタリング・緊急通知 	<ul style="list-style-type: none"> ✓コールセンター立上げ ✓コールセンター運営 ✓コールセンターのクロージング支援など 	<ul style="list-style-type: none"> ✓再発防止策の実施状況について証明書を発行 ✓格付機関として結果公表を支援など 	<ul style="list-style-type: none"> ✓GDPR対応に要する対応方針決定支援 ✓監督機関への通知対応支援 ✓外部フォレンジック業者・協力弁護士事務所の紹介など

保険料表

サイバー保険(オールリスクプラン)

医師賠償責任保険と併せてご加入いただくことにより、団体割引20%が適用されます。

※保険金額とは、損害賠償の場合「1損害賠償請求保険金額」および「総保険金額」を、事故対応特別費用の場合「1事故保険金額」および「総保険金額」を、喪失利益および営業継続費用の場合「総保険金額」を指します。

※1加入者毎に、保険期間中に下記A、B、C、Dでお支払いする保険金の合計額は、Aの保険金額を限度とします。

診療所(1診療所あたり)

【保険期間1年、団体割引20%、告知書割引なし、一括払の場合】

タイプ	保険金額				自己負担額 なし	年間保険料 (1施設あたり)
	A. 損害賠償	B. 各種費用	C. 喪失利益	D. 営業継続費用		
S1	1,000万円	100万円	-	-		29,380円
S2	3,000万円	300万円	-	-		37,430円
S3	5,000万円	500万円	-	-		44,610円
S4	1億円	1,000万円	-	-		55,880円
S5	2億円	2,000万円	-	-		65,530円
F1	1,000万円	1,000万円	-	-		43,440円
F2	2,000万円	2,000万円	-	-		50,260円
F3	3,000万円	3,000万円	-	-		59,440円

【保険期間1年、団体割引20%、告知書割引なし、営業利益+経常費5,000万円(T5のみ1億円)、一括払の場合】

※Tタイプの保険料は告知内容に基づいて算出します。

タイプ	保険金額				自己負担額 なし	年間保険料 (1施設あたり)
	A. 損害賠償	B. 各種費用	C. 喪失利益	D. 営業継続費用		
T1	1,000万円	100万円	500万円	500万円	A・B なし	108,040円
T2	3,000万円	300万円	1,500万円	1,500万円		164,290円
T3	5,000万円	500万円	2,500万円	2,500万円		214,570円
T4	1億円	1,000万円	5,000万円	5,000万円		320,590円
T5	2億円	2,000万円	1億円	1億円		628,810円

病院

※保険料は病床数および告知内容に基づいて算出します。

【保険期間1年、団体割引20%、告知書割引なし、営業利益+経常費1億円、一括払の場合】

タイプ	保険金額				自己負担額 なし	病床数別・年間保険料		
	A. 損害賠償	B. 各種費用	C. 喪失利益	D. 営業継続費用		30床	50床	100床
S1	1,000万円	100万円	-	-		41,000円	57,720円	76,220円
S2	3,000万円	300万円	-	-		73,130円	102,960円	135,960円
S3	5,000万円	500万円	-	-		101,490円	142,900円	188,700円
S4	1億円	1,000万円	-	-		159,330円	224,330円	296,230円
S5	2億円	2,000万円	-	-		218,280円	307,320円	405,820円
F1	1,000万円	1,000万円	-	-		123,870円	174,410円	230,310円
F2	2,000万円	2,000万円	-	-		167,310円	235,560円	311,060円
F3	3,000万円	3,000万円	-	-		209,410円	294,840円	389,340円

タイプ	保険金額				自己負担額 なし	病床数別・年間保険料		
	A. 損害賠償	B. 各種費用	C. 喪失利益	D. 営業継続費用		30床	50床	100床
T1	1,000万円	100万円	500万円	500万円	A・B なし	170,350円	187,070円	205,570円
T2	3,000万円	300万円	1,500万円	1,500万円		266,630円	296,460円	329,460円
T3	5,000万円	500万円	2,500万円	2,500万円		346,990円	388,400円	434,200円
T4	1億円	1,000万円	5,000万円	5,000万円		511,330円	576,330円	648,230円
T5	2億円	2,000万円	1億円	1億円		774,280円	863,320円	961,820円

※複数の医療施設または介護医療院・介護老人保健施設同一証券でご加入の場合、年間保険料の算出方法が異なります。複数の医療施設または介護医療院・介護老人保健施設をまとめてのご加入をご希望の場合は取扱代理店までご申告ください。

保険料表

サイバー保険(情報漏えい限定プラン)

医師賠償責任保険と併せてご加入いただくことにより、団体割引20%が適用されます。

※保険金額とは、損害賠償の場合「1損害賠償請求保険金額」および「総保険金額」を、事故対応特別費用の場合「1事故保険金額」および「総保険金額」を指します。

※1加入者毎に、保険期間中に下記A、Bでお支払いする保険金の合計額は、Aの保険金額を限度とします。

診療所(1診療所あたり)

【保険期間:毎年5月1日午後4時から1年間、団体割引20%適用、一括払】

契約タイプ	保険金額		自己負担額	1診療所あたり 年間保険料 (一括払)
	A. 損害賠償	B. 各種費用		
標準プラン	P1 1,000万円	1事故 100万円	なし	14,400円
	P2 3,000万円	1事故 300万円		24,000円
	P3 5,000万円	1事故 500万円		32,000円
	P4 1億円	1事故 1,000万円		43,200円

病院

【保険期間:毎年5月1日午後4時から1年間、団体割引20%適用、一括払】

契約タイプ	保険金額		自己負担額	1病院あたり 年間保険料 (一括払)
	A. 損害賠償	B. 各種費用		
標準プラン	P1 1,000万円	1事故 100万円	なし	取扱代理店までご連絡ください。保険料を計算しご案内します。 ※保険料は病床数によって異なります。また、告知内容により告知書割引が適用になる場合があります。
	P2 3,000万円	1事故 300万円		
	P3 5,000万円	1事故 500万円		
	P4 1億円	1事故 1,000万円		
おすすめプラン	R1 1億円	1事故 3,000万円		
	R2 2億円	1事故 3,000万円		

*保険料は、団体割引20%を適用した保険料です。団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

※複数の医療施設または介護医療院・介護老人保健施設を同一証券でご加入の場合、年間保険料の算出方法が異なります。複数の医療施設または介護医療院・介護老人保健施設をまとめてのご加入をご希望の場合は取扱代理店までご申告ください。

医療廃棄物排出者責任保険

※医師賠償責任保険にご加入の方にセットでおすすめするオプション契約です。

環境汚染賠償責任保険

詳細についてはあらまし P.34をご参照ください。

廃棄物処理法により、医療機関が負う責任

ご存知ですか？

改定廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)においては、廃棄物を排出した事業者(以下、「排出者」といいます。)の責任が強化されております。その1つが不法投棄における排出者責任の強化です。

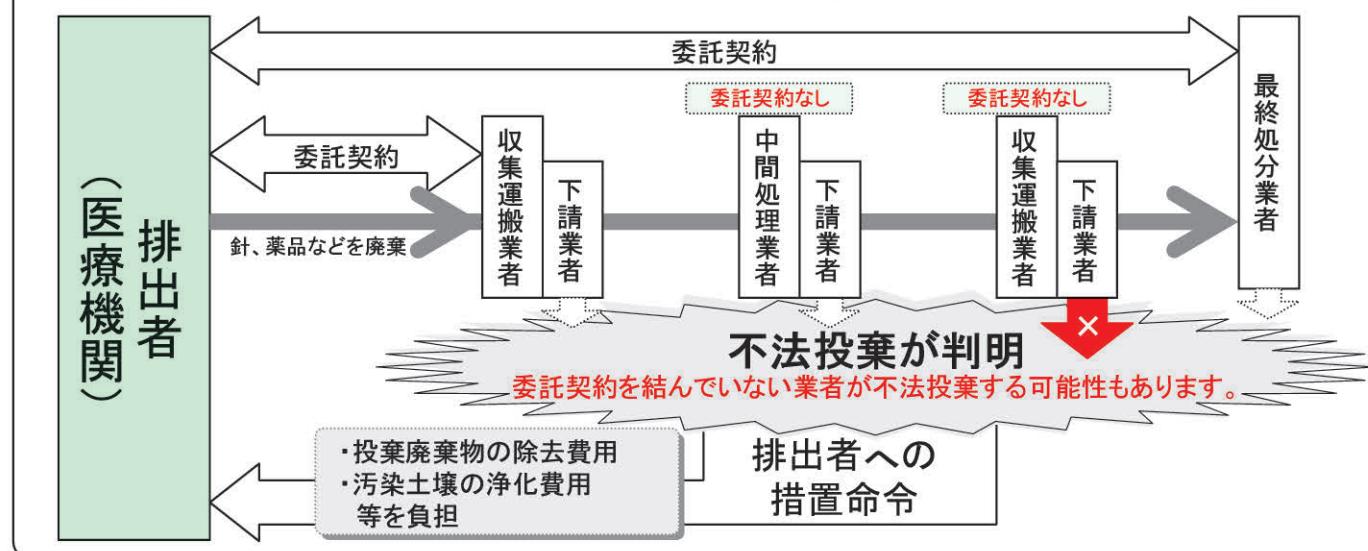
2001年4月1日より前であれば委託基準を遵守した適正な委託契約を締結しマニフェスト(医療廃棄物管理票)を正しく交付していれば、不法投棄の責任は排出者(医療機関)まで及びませんでした。

しかしながら、2001年4月1日以降は、適正な委託契約を締結しマニフェストを正しく交付していても、以下に該当する場合は、不法投棄の責任が排出者まで及び、不法投棄されたゴミの撤去など原状回復義務や代執行費用支払義務を相当の範囲内で排出者が負うこととなりました。

排出者(医療機関)
に責任がおよぶ場合

- ①最終処分の確認を怠った場合
- ②次の条件のいずれにも該当する場合
 - A. 不法投棄した者が不明または賠償資力が不十分な場合
 - B. 排出者が、過失により不法投棄されることを知らない、適正な対価負担をしていない、または排出者に措置命令・費用求償することが適当と判断される場合

「収集運搬業者」と「最終処分業者」と委託契約を結んでいる場合であっても、途中を介在する業者が廃棄物を不法投棄する可能性もあります。不法投棄が判明した場合、排出者(医療機関)に責任が及ぶおそれがあります。



「医療廃棄物排出者責任保険」の補償内容

医療機関が排出した廃棄物が不法投棄され、廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)・国内バーゼル法(特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律)に基づく措置命令(回収命令)(※1)・除去費用の求償(※2)を受けた場合に、廃棄物の撤去や汚染土壌の浄化にかかる費用等、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害をお支払いする保険です。

なお、国内に不法投棄された場合で、以下の3条件を満たす場合は、実際に措置命令・除去費用※の求償を受けなくても被保険者の排出者責任の範囲内で保険金をお支払いします。

①行政からの照会を受ける等被保険者の廃棄物が不法投棄されたことが客観的に明らかであること。

②投棄廃棄物の全数量および被保険者から排出された投棄廃棄物の数量が明らかであること。

③投棄された場所の投棄廃棄物の全数量が同時に撤去されることが明確であること。

(※1) 措置命令とは廃棄物処理法に基づき、不法投棄者または排出者に対し都道府県知事が出す原状回復命令をいいます。

(※2) 除去費用の求償とは、緊急を要する場合等で都道府県自らが除去し、その費用の負担を排出者等に命じることをいいます。

(ご注意)2003年4月1日以降に新たにご契約された場合は、医療機関が遡及日(初年度契約の保険開始日)以降に排出した廃棄物が不法投棄された場合にかぎり保険金をお支払いします。

被保険者・補償地域

被保険者は、医療施設(医院・診療所・病院・介護老人保健施設・介護医療院)の開設者となります。
補償地域は、日本国内とします。ただし、海外に不法投棄され日本国政府より措置命令を受けた場合、投棄された国を問いません。

保険金お支払いの対象とならない費用

以下の費用は保険金お支払いの対象となりません。
①不動産価格の下落
②廃棄物処理業者の身体障害・財物損壊など

ご注意

- ①自らが排出した廃棄物が不法投棄された事実を知った場合、損保ジャパンにただちに通知する必要があります。
②損保ジャパンがマニフェスト・委託契約書について調査する必要があると判断した場合は、これに協力しなければなりません。
上記が遵守されない場合、保険金が支払われないことがあります。

お支払いする保険金

お支払いの対象となる損害は、被保険者が負担すべき次に掲げる法律上の賠償責任です。

お支払いの対象となる損害		お支払いする保険金
1	廃棄物処理法・国内バーゼル法の措置命令・除去費用求償に基づく廃棄物除去費用および土壤浄化費用	左記の1~3の合計額の90% (ただし、保険金額限度)
2	投棄廃棄物に起因した健康被害に対する医療費・逸失利益・慰謝料、または漁業権補償	
3	訴訟になった場合の争訟費用や弁護士報酬など (損保ジャパンの事前の承認が必要です。)	

複数の排出者が排出した廃棄物が1か所に不法投棄された場合は、被保険者が排出した廃棄物の占める割合等、相当の範囲内の費用がお支払いの対象となります。

保険料表

医療廃棄物排出者責任保険

医師賠償責任保険と併せてご加入いただくことにより、団体割引20%が適用されます。

診療所(1診療所あたり)

【保険期間:毎年5月1日午後4時から1年間、団体割引20%適用、一括払】

1診療所あたり 年間保険料(一括払)	ご加入タイプ	Y3	Y2	Y1
	保険金額 1事故・期間中	3億円	1億円	5,000万円
	縮小てん補割合	90%		
	有床	12,530円	10,990円	10,030円
	無床	9,140円	8,020円	7,320円

病院

【保険期間:毎年5月1日午後4時から1年間、団体割引20%適用、一括払】

1ベッドあたり 年間保険料(一括払)	ご加入タイプ	Y3	Y2	Y1
	保険金額 1事故・期間中	3億円	1億円	5,000万円
	縮小てん補割合	90%		
	精神病床以外	1,130円	990円	900円
	精神病床	300円	260円	240円

【保険料計算例】保険金額3億円の契約に、一般病床70、結核病床20、精神病床10の病院がご加入した場合の年間保険料
(70病床+20病床)×1,128円+10病床×304円=104,560円

※老人保健施設および特別養護老人ホームの保険料は、精神病床の保険料に入所可能定員数を掛け合わせて求めます。

<診療所・病院共通>

*介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

*保険料は、団体割引20%を適用した保険料です。団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

傷害担保追加条項

(同時セット:特定感染症危険担保追加条項)

※医師賠償責任保険にご加入の方にセットでおすすめするオプション契約です。

開設者、開設者の使用人その他開設者の補助者で医療施設の業務に従事する者が、業務中に急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体傷害、中毒症状（細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を除きます。）、感染症に対し、所定の保険金をお支払いします。

保険金をお支払いする場合

○急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害（※）を被った場合に、保険金（死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金）をお支払いします。

（※）「傷害」には以下の①②の中毒症状および障害を含みます。ただし細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は対象とはなりません。

- ①偶然かつ一時的に外部から有毒ガスまたは有毒物質を吸入、摂取したときに急激に生じる中毒症状をいいます。
- ②医療施設内に設置された医療用放射線照射装置に起因する事故により、医療用放射線の被曝によって被った障害をいいます。ただし、放射線測定機器により被曝の事実が判明したときから起算して14日以内に医師（被傷者が医師である場合には、その被傷者以外の医師をいいます。）の診断を受けた結果、被曝による障害と認定された場合にかぎります。

○感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症）を発病した場合（※）

（※）鳥インフルエンザ（H5N1型およびH7N9型）は含まれますが、鳥インフルエンザ（H5N1型およびH7N9型以外の型）、新型インフルエンザ、再興型インフルエンザおよび前述以外のインフルエンザは含みません。

被保険者

①開設者

②開設者の使用人、その他開設者の業務の補助者で保険証券記載の医療施設の業務に従事するもの

お支払いする保険金の種類

（死亡保険金）

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、死亡・後遺障害のご契約金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金の支払いがある場合はその金額を差し引いてお支払いします。

（後遺障害保険金）

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害のご契約金額の4%～100%をお支払いします。

（入院保険金日額）

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、入院された場合、事故の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。

（手術保険金）

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガのため所定の手術を受けた場合、入院保険金日額に所定の倍率（5倍・10倍）を乗じた金額をお支払いします。

ただし、1事故にもとづく傷害について、1回の手術にかぎります。

（通院保険金日額）

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ通院された場合、事故の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として1日につき通院保険金日額をお支払いします。

※前記ケガの事故に加え、腸管出血性大腸菌感染症（O-157を含みます。）、細菌性赤痢等の特定感染症を発病された場合、後遺障害保険金、入院保険金（発病日からその日を含めて180日間限度）、通院保険金（発病日からその日を含めて180日以内の90日限度）をお支払いします。また、発病日からその日を含めて180日以内に死亡した場合には300万円を限度に葬祭費用の実費をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

- ①契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ②地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、武装反乱など
- ③被保険者の自殺、犯罪行為または闘争行為
- ④被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで、自動車もしくは原動機付自転車を運転している間、酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間、覚醒剤、シンナー等によって正常な運転ができない状態で運転している間に起こした事故
- ⑤被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥被保険者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置
- ⑦被保険者に対する刑の執行
- ⑧保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した感染症
- ⑨(原因のいかんを問わず) 被保険者が頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合で、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のない場合

など

保険料表 傷害担保追加条項

型	保険金額			
D1型	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	特定感染症葬祭費用
	1,000万円	5,000円	2,500円	300万円
D2型	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	特定感染症葬祭費用
	2,000万円	7,000円	3,500円	300万円
D3型	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	特定感染症葬祭費用
	3,000万円	10,000円	5,000円	300万円

【保険期間1年、団体割引20%適用、一括払】

型	D1型	D2型	D3型	
診療所契約 (1診療所あたり)	一般診療所(無床・有床)	111,984円	184,448円	269,376円
病院契約 (1ベッドあたり)	一般病床・療養病床	14,096円	23,032円	33,592円
	精神病床	8,240円	13,584円	19,832円
	結核その他病床	6,920円	11,464円	16,760円

※介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

※団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により、決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

<ご注意点>

被保険者がご契約者以外の方である場合は、その被保険者は、ご契約者に対し、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。被保険者から解除のお申し出があった場合は、ご契約者は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、解除の条件やお手続き方法等の詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

雇用慣行賠償責任保険

※医師賠償責任保険にご加入の方のみセットでご加入いただけます。(本商品のみのご加入はできません。)

雇用慣行賠償責任保険とは

医療施設の開設者等が行った雇用差別、不当解雇、セクシャルハラスメントに起因した損害賠償請求に対し、開設者等が法律上の賠償責任を負担することによって被った損害を補償する保険です。

保険の概要

被保険者が行った雇用差別、不当解雇、セクシャルハラスメントに起因した損害賠償請求(※)に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被った損害を補償します。

(※) 被保険者の役員、従業員、就労希望者または医療の対象者(患者)よりなされた損害賠償請求にかぎります。

医療の対象者(患者)については、セクシャルハラスメントに起因する損害賠償請求のみ補償します。

ご加入いただける方

医療施設(一般医院・診療所、歯科診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院)の開設者

被保険者

補償地域

- ①医療施設(一般医院・診療所、歯科診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院)の開設者
②記名被保険者の役員、理事長
③記名被保険者の従業員(パートタイム労働者、アルバイト等を含みます。)

お支払いする保険金

- ①法律上の損害賠償金
慰謝料、休業補償、法律上賠償すべき差額賃金など
②争訟費用等(損保ジャパンの事前の承認が必要です。)
訴訟費用、弁護士報酬など

保険金をお支払いしない主な場合

- ①労働争議、労働交渉、社内内紛、事業縮小または倒産等に起因する損害賠償請求
②法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求
③被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求
④セクシャルハラスメントを行った当事者個人に対する損害賠償請求
⑤加入者証記載の遡及日※より前に行われた保険対象事由に起因する損害賠償請求
⑥加入者証記載の遡及日※より前に被保険者に対して提起されていた訴訟に起因する損害賠償請求
⑦保険契約の開始日において、損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合
⑧労働者災害補償保険法等により被保険者が負担する賠償責任
⑨民事または刑事上の罰金、懲罰的賠償金
⑩日本国外でなされた損害賠償請求
⑪契約上加重された賠償責任

※「加入者証記載の遡及日」とは、通常初年度契約の契約始期日となります。

用語の解説

解雇	解雇が実際に行われていること ※雇用期間満了・退職は対象外
差別	以下を満たすものをいいます。 ・差別内容が明確になっていること ※「上司に気に入られていない」といった理由によるものは対象外 ・差別による「雇用行為」が行われていること ※差別による「精神的苦痛」は対象外 ・就労希望者の場合は、使用者(記名被保険者)の採用意思が明らかであること
セクハラ	以下を満たすものをいいます。 ・役員、従業員、医療の対象者(患者)に対して「セクハラ」行為が行われたこと ※取引先におけるセクハラ行為は対象外 ・直接のセクハラ行為者以外の被保険者に対して賠償請求がなされていること ・就労希望者の場合は、使用者(記名被保険者)の採用意思が明らかであること

保険料表

雇用慣行賠償責任保険

医師賠償責任保険とのセット加入で
団体割引20%が適用されます。

【保険期間:毎年5月1日午後4時から1年間、団体割引20%適用、一括払】

診療所(1診療所あたり)

契約タイプ	保険金額	縮小てん補割合	自己負担額	1診療所あたり年間保険料 (一括払)
Z1	1,000万円	90%	50万円	16,000円

病院

契約タイプ	保険金額	縮小てん補割合	自己負担額	1病院あたり年間保険料 (一括払)
Z1	1,000万円	90%	50万円	取扱代理店までご連絡ください。 保険料を計算してご案内します。 ※病床数によって保険料が異なります。

*介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

※団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により、決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み：この商品は賠償責任保険普通保険約款に医師特約、医療施設特約、各種特約条項・追加条項をセットしたものです。
- 保険契約者：(一社)愛媛県医師会
- 保険期間：2024年5月1日午後4時から1年間となります。
- 募集期間：裏表紙に記載のとおり。
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者：(一社)愛媛県医師会に所属する医療機関の開設者
- 被保険者：
 - 【医師特約条項】その医療機関の開設者(記名被保険者)
 - ・医療機関の開設者の使用人その他記名被保険者の業務の補助者
- お支払方法：裏表紙の記載の期限までに保険料を(一社)愛媛県医師会までお支払ください。
- お手続き方法：添付の加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、ご加入窓口の愛媛県医師協同組合までご送付ください。
- 中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月末日までの受付分は受付日の翌月1日から2025年5月1日午後4時までとなります。
保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の前日までに(一社)愛媛県医師会までお支払ください。
- 中途脱退：この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の愛媛県医師協同組合までご連絡ください。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

医師賠償責任保険の概要

<医師賠償責任保険の概要>

医師賠償責任保険は、「医師特約条項」および「医療施設特約条項」の2つによって構成される保険契約です。この保険契約は病院もしくは診療所の開設の届出単位でのお引受けとなります。(なお、勤務医契約、予防接種契約、その他特殊な契約方式での保険契約を除きます。また、介護医療院については、転換元となる医療施設と同一敷地内に開設された場合にかぎり、その医療施設と同一契約でのお引受けとなります。)

①医師特約条項…日本国内において医療を行うにあたり、職業上または職務上の相当な注意を怠ったことにより、医療の対象者に身体障害(障害に起因する死亡を含みます。)が発生し、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合、被保険者(保険の補償を受けられる方)が負担する法律上の賠償責任を補償します。

②賠償責任保険では、被保険者(保険の補償を受けられる方)に法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金(自己負担額を設定している場合は、自己負担額を控除した額)を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内でお支払いします。賠償責任保険(法律上の損害賠償責任を補償する特約条項・追加条項)では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象となりません。

③医療施設特約条項…医療施設の建物や設備の使用・管理上の不備に起因する事故、医療以外の業務遂行に起因する事故、給食等の取扱いに起因する事故によって、第三者の身体の障害や財物の損壊が発生したこと、または業務遂行中に行われた不当な拘束やプライバシーの侵害等の不当行為により、被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

<主な追加条項およびその概要>

主な追加条項およびその概要は以下のとおりです。また、保険条件によってセットできる追加条項が異なります。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

①損害賠償請求期間延長担保追加条項…保険を継続しない場合や廃業により保険契約を解約する場合など保険期間終了前に行った医療に起因して保険期間終了後5年以内もしくは10年以内に損害賠償請求を提起された場合に補償する追加条項です。医師賠償責任保険は、保険期間中に医師の責任となる事故により損害賠償請求の提起を受けた場合に保険金をお支払いしますので、保険を継続しない場合や廃業により保険を解約した場合など廃業前の医療に起因する事故により損害賠償請求の提起を受けた場合、保険金をお支払いできません。しかし、医療行為を行ってから事故が発見され損害賠償請求を提起されるまで相当の時間を要する場合が多く、廃業する場合などこの追加条項をセットされることをおすすめします。損害賠償請求期間延長担保追加条項をセットされる場合、追加保険料が必要となります。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。被保険者が死亡された場合、相続人からのご通知により相続人が被保険者とみなされます。ただし、死亡被保険者にかかる損害賠償請求をうけた場合にかぎります。

②勤務医師包括担保追加条項…医療施設の勤務医師を包括的に被保険者とし、勤務医師の個人責任について補償します。ただし、この追加条項で保険金支払いの対象となるのは、保険証券に記載された医療施設の業務として行った医療のみとなります。

③刑事弁護士費用担保追加条項…医師賠償責任保険(医師特約および勤務医師包括担保追加条項)にて補償対象外となっていた「刑事案件」に関する弁護士費用・訴訟費用について、補償する追加条項です。被保険者である個人の医師が、日本国内で行った医療行為またはそれに付随する行為に起因して、業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に送検された場合に、被保険者が弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。(起訴後の費用を含みます。)

医師賠償責任保険の概要(つづき)

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
医療上の事故	<p>被保険者またはその使用者その他被保険者の業務の補助者が日本国内において行った医療(職業上または職務上の相当な注意を怠ったもの)によって、医療の対象者の身体に障害(障害に起因する死亡を含みます。)が発生した場合において、被保険者に法律上の賠償責任が発生し、保険期間中に損害賠償請求を提起された場合(注1)、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料等)および費用(訴訟費用や弁護士報酬など(注2))をお支払いします。ただし、1回の事故について損害賠償金は保険金額を限度とします。損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の訴訟費用等は保険金額の損害賠償金に対する割合によります。</p> <p>(注1)争訟費用にかぎっては、損害賠償請求の有無にかかわらず、保険期間中に被保険者もしくはその代理人が身体障害またはその原因・事由を知った場合において、保険金をお支払いします。</p> <p>(注2)損保ジャパンの事前の承認が必要です。</p> <p>○ただし、初年度契約締結前に知っていた(不注意により知らなかつた場合を含みます。)身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合は保険金をお支払いできません。</p> <p>(初年度契約とは2004年4月1日以降保険期間を開始する医師賠償責任保険契約で以降の継続契約を除きます。)</p>	<p>①被保険者の故意によって生じた賠償責任 ②海外での医療行為に起因する賠償責任 ③美容を唯一の目的とする医療に起因する賠償責任 ④医療の結果を保証することにより加重された賠償責任 ⑤名誉毀損または秘密漏えいに起因する賠償責任 ⑥所定の免許を有しない者が遂行した医療に起因する賠償責任 ⑦戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議によって生じた賠償責任 ⑧地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任 ⑨被保険者の使用者が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑩被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任</p> <p>など</p>
給食等による使用上、管理上の事故	<p>被保険者が保険証券記載の医療施設(設備を含みます。)の所有、使用もしくは管理に起因する事故、業務遂行上の事故または被保険者の占有を離れた飲食物(給食等)、その他の財物による事故が発生した場合において、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料等)および費用(訴訟費用や弁護士報酬など)をお支払いします。ただし、1回の事故について損害賠償金は、損害賠償金の金額が免責金額を超過する金額とし、保険金額を限度とします。損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の訴訟費用等は保険金額の損害賠償金に対する割合によります。</p>	<p>①被保険者の故意によって生じた賠償責任。ただし、損保ジャパンが保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ②被保険者が行った医療によるその医療の対象者の身体の障害に起因する賠償責任 ③医療施設の新築、改築、修理その他の工事に起因する賠償責任 ④戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議によって生じた賠償責任 ⑤地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任 ⑥他人から賃借したり、預かっている財物についての賠償責任 ⑦自動車(原動機付自転車を含みます。)の所有・使用・管理に起因して生じた賠償責任 ⑧看護業務などの専門職業業務の遂行による賠償責任。ただし、損保ジャパンが保険金を支払わないのは、記名被保険者以外の被保険者が被る損害にかぎります。</p>
または訴訟費用に関する弁護士費用	<p>被保険者の医療行為の対象者が日本国内で行われた医療行為により死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたとき、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。</p> <p>※次の費用はお支払いの対象外になります。</p> <p>①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用 ②弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用 など</p>	<p>①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象 ③保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件 ④被保険者の有罪の確定(注)がなされた刑事事件 ⑤被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件 ⑥被保険者の業務に従事中の被保険者の使用者の死傷に関する刑事事件 ⑦美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件 ⑧所定の免許を有しない者が行った医療に起因する刑事事件 ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が行った医療に起因する刑事事件は除きます。 など (注)有罪の確定…第一審、控訴審または上告審の判決により、有罪が確定することをいいます。ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審またはその控訴審の判決を除きます。</p>

ご加入にあたってのご注意

●賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。

●この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。

●医師特約および医療施設特約については、海外において損害賠償請求を提起された場合も補償対象となります。対象となる業務は日本国内で行う業務にかぎります。

●保険金額(お支払いする保険金の限度額)や自己負担額等を外貨建とされる場合、保険金の支払い時における外国為替相場により、本邦通貨に換算した保険金の額が、保険契約締結時における外国為替相場により、本邦通貨に換算した保険金の額を下回る場合がありますので、ご注意願います。

●保険料算出の基礎となる契約種類(リスク区分)欄、診療所有床・無床区分欄の有床・無床区分、病院の病床数・病床区分等のお客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、保険契約申込書の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。

●加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入から1か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●この保険の保険期間(保険のご契約期間)は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客様の保険期間につきましては、保険契約申込書にてご確認ください。

●保険責任は保険期間の初日の午後4時(※)に始まり、末日の午後4時に終わります。

(※) 保険契約申込書またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

●実際にご契約いただくお客様の保険料につきましては、加入依頼書にてご確認ください。

●医師特約では、被保険者の使用者その他被保険者の業務の補助者を被保険者とするこの保険契約と同種の保険契約等(この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます)がある場合に、責任割合相当分について、求償権を行使する場合があります。

●この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)の対象となりません。

●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。

●加入依頼書の記載内容が正しいか十分にご確認ください。

ご加入にあたつてのご注意(つづき)

●告知義務(ご契約締結時における注意事項)

(1)保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

<告知事項>

加入依頼書、医師賠償責任保険見積依頼書兼
告知事項申告書(病院契約のみ)、付属書類の記載事項すべて

(2)保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかつた場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできることあります。

(注)医師賠償責任保険における告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、加入依頼書、医師賠償責任見積依頼書兼告知事項申告書(病院契約のみ)、付属書類等の以下の項目をいいます。

- ①被保険者欄(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)
- ②契約種類(リスク区分)欄および診療所有床・無床区分欄の有床・無床区分
- ③契約種類(リスク区分)欄について、病院の病床数・病床区分
- ④過去の保険金支払状況

など

●通知義務(ご契約締結後における注意事項)

(1)保険契約締結後、以下の事項に変更が発生する場合、あらかじめ(※)取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなつた場合は、ご通知いただく必要はありません。

■加入依頼書、医師賠償責任見積依頼書兼告知事項申告書(病院契約のみ)、付属書類等の記載事項の変更

<例>①病床数や病床種類を変更される場合

(病院を対象とするご契約の場合)

②保険金額等ご契約内容を変更される場合

③個人立の診療所または病院が、法人立(一人医師医療法人を含みます。)の診療所または病院に組織変更される場合

④法人立(一人医師医療法人を含みます。)の診療所または病院が個人立の診療所または病院に組織変更される場合

⑤病院または診療所が買収または売却され、経営母体が変更となる場合

⑥標榜科目を変更される場合

など

ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。

*加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が保険契約者または記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が保険契約者または記名被保険者に原因がない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

(ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンに通知する必要はありません。)

(2)以下の事項に変更があつた場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかない場合、損保ジャパンから的重要なご連絡ができないことがあります。

■ご契約者の住所などを変更される場合

(3)ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできることやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

(4)重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいたて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

●個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報を契約者に対して提供することができます。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

●損害賠償請求がなされるおそれのある身体障害の発生等をご認識されている場合は、解約の申し出をいただく前にその原因・事由を知った日からその日を含めて60日以内に書面で取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡いただいた場合、保険期間終了後5年間はその原因・事由による損害賠償請求による保険責任を延長します。(ただし、損害賠償請求を受けた時点で、損保ジャパンで医師賠償責任保険契約がある場合または他の保険契約等(※)がある場合を除きます。)

(※) この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

●補償の対象となる事故は、医療上の事故の場合、保険期間中に損害賠償請求を提起されたものに限ります。また医療事故以外の場合は、保険期間中に発生した事故にかぎります。

●2010年4月1日以降発生の事故から、次の1.から4.までのいずれかの方法で賠償責任保険(特約)の賠償責任保険金をお支払いします。

1. 被保険者(保険の補償を受けられる方)が相手の方へ賠償金を支払った後に、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。
2. 被保険者の指図により、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。
3. 相手の方が先取特権(他の債権者に優先して支払を受ける権利)を行使することにより、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。
4. 被保険者が相手の方の承諾を得て、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。

*保険法により3.の先取特権を行使することによる賠償責任保険金のお支払いもできるようになります。

●指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

電話番号 0570-022808 (ナビダイヤル)(通話料有料)

おかげ間違いでご注意ください。

受付時間: 平日の午前9時15分~午後5時

(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。<https://www.sonpo.or.jp/>

刑事弁護士費用担保追加条項(医師特約条項用・勤務医師包括担保追加条項用)

「刑事案件」に関する弁護士費用・訴訟費用について、補償する追加条項です。被保険者(補償の対象となる方)である個人の医師が、日本国内で行った医療行為またはそれに付随する行為に起因して、業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に送検された場合に、被保険者が弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。(起訴後の費用を含みます。)



刑事弁護士費用担保追加条項の概要

保険金額	保険期間（1年）を通じて500万円となります。 ※ただし、被保険者が複数の場合は、被保険者ごとに適用するものとします。
保険金をお支払いする場合	被保険者の医療行為の対象者が日本国内で行われた医療行為により死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたとき、被保険者がその刑事案件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 ※次の費用はお支払いの対象外になります。 ①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用 ②弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用 など
保険期間と保険金をお支払いする場合の関係	この追加条項では、保険期間中に送検された場合に、業務上過失致死傷罪の疑いとなる行為を行った時から刑の確定の時（注）までに発生した弁護士費用または訴訟費用に対して保険金をお支払いします。 (注) 刑の確定の時とは、次のいずれかの時をいいます。 ①刑事案件について、検察官が不起訴と判断した時（注1） ②裁判所が略式命令を発した時（注2） ③第一審、控訴審もしくは上告審の判決により、有罪または無罪が確定した時（注3） (注1) ただし、検察審査会で起訴相当または不起訴不当の議決がなされた場合を除きます。 (注2) ただし、その略式命令の告知後に公判請求がなされた場合を除きます。 (注3) ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審およびその控訴審の判決を除きます。

刑事弁護士費用担保追加条項の概要の続き

保険金をお支払いできない主な場合

1. 次の事由に起因する損害
 - ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象
2. 次に掲げる刑事事件に起因する損害
 - ①保険契約者または被保険者の故意^(注)によって生じた刑事事件
 - ②被保険者の有罪の確定がなされた刑事事件
 - ③被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件
 - ④被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件
 - ⑤美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件
 - ⑥所定の免許を有しない者が行った医療に起因する刑事事件

ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が行った医療に起因する刑事事件は除きます。

など

(注)結果発生の可能性を認識しながら、あえてある行為を行い、結果が発生しても止むを得ないと認容する意思があると認められる「未必の故意」を含みます。

「故意」によって保険金をお支払いできない場合の一例

飲酒をしながら、手術や処置を行った結果、患者に身体障害が発生し、業務上過失致死傷罪で送検された場合

過去に業務上過失致死傷罪で送検され、有罪となった事例と同種の原因による事故が、同一医師の下で再度発生した場合で、かつその医師が送検された場合

個人契約としてご加入の場合（被保険者＝個人）

医師賠償責任保険（医師特約条項）にご加入いただくことにより、自動的に、この追加条項がセットされます。（※）一人医師医療法人の開設者は個人とみなします。

病院契約としてご加入の場合（被保険者＝法人）

勤務医師包括担保追加条項（医師特約条項用）にご加入いただくことにより、自動的に、この追加条項がセットされます。

※勤務医師包括担保追加条項（医師特約条項用）をセットされる場合は、勤務医師の方にもこのパンフレットに記載された内容をお伝えください。

※勤務医師包括担保追加条項（医師特約条項用）に未加入で、新たにセットをご希望される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

ご加入方法

割増保険料なしで
自動セットされます

用語のご説明

業務上過失致死傷罪	刑法第211条第1項に定める業務上過失致死罪および業務上過失致傷罪をいいます。
送検	刑事訴訟法第203条第1項または同第246条に定める検察官に対する事件送検をいいます。
刑事事件	被保険者の医療の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検される事件をいいます。
弁護士費用	被保険者が損保ジャパンの同意を得て支出した弁護士の着手金、報酬、法律相談料、日当、実費等をいいます。
訴訟費用	刑事訴訟費用等に関する法律第2条に定める旅費、日当、宿泊料、鑑定料、報酬その他の給付をいい、刑事訴訟法第500条の2の規定に従って、被保険者が予納した訴訟費用を含みます。

損害率対応割増制度、優良割引制度について

この保険では、100床以上の病院、定員数100人以上の介護老人保健施設・介護医療院の開設者の方がご加入になるご契約の場合、過去の成績計算期間中の保険金お支払い状況に応じて割増引が適用されることがあります。(個々のご契約に対して適用される割増引率については取扱代理店または損保ジャパンから別途ご案内します。)

愛媛県医師会団体契約における成績計算期間と保険始期の関係

保険始期日	成績計算期間
2024年5月1日～	2018年4月1日～2023年3月31日

◆損害率対応割増制度

本年度(2024年度)の契約では、2018年4月1日から2023年3月31日までの間の損害率が100%以上である場合、損害率に応じて割増を適用します。^(注)

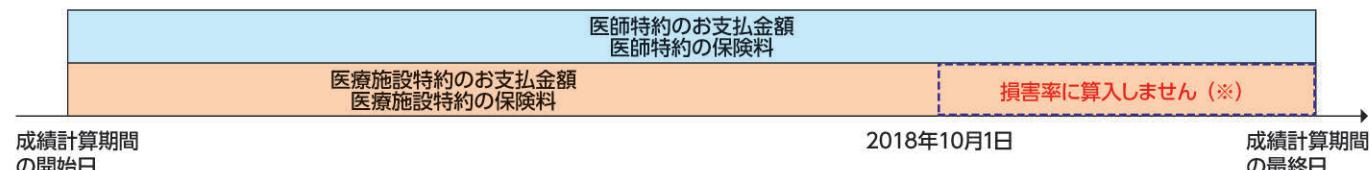
(注) 割増率については毎年契約更新時に見直しを行います。

〈損害率の算出式〉

$$\text{損害率} = \frac{\text{過去5年間（成績計算期間）の累計のお支払い保険金の金額}}{\text{過去5年間（成績計算期間）の累計の保険料}}$$

※対象病院の医師特約(勤務医師包括担保追加条項を含みます。)・医療施設特約(セットする追加条項を除きます。)につき、お支払金額および保険料をそれぞれ合算して計算します。保険料について成績計算期間中に割増引が適用されている場合は、割増引前の保険料を適用します。

※2018年10月1日以降にお支払いした医療施設特約の保険金、2018年10月1日以降に保険始期日または変更日が属する保険契約における医療施設特約の保険料は損害率の算出式に算入しません。(下図(※)の部分)



◆優良割引制度

本年度(2024年度)の契約では、2018年4月1日から2023年3月31日までの間に支払保険金がない場合、20%の割引を適用します。

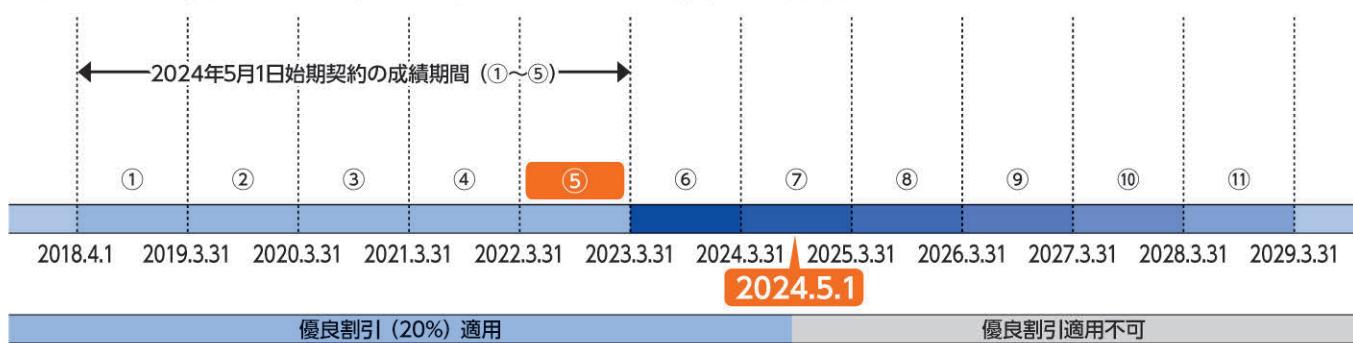
〈ご注意ください〉

- この成績計算期間中(5年間)にご契約の実績があること、割引適用時点でご契約後1年以上経過していることが適用の条件となります。
- 優良割引の適用可否については毎年契約更改時に見直しを行います。
- 現在、優良割引が適用されている病院で本年度契約以降に保険金支払が発生した場合、以降の継続契約は割引の対象外となります。
- 対象となる保険金支払は、「医療上の事故による保険金」および「医療施設上の事故による保険金」(いずれも弁護士費用等を含みます。)です。

〈愛媛県医師会団体制度における優良割引制度適用有無の具体例〉

成績期間⑤で保険金支払があった場合、2024年5月1日始期契約から優良割引(20%割引)が適用できなくなります。

※その後、保険金支払実績がなかった場合には、最短で2029年5月1日始期契約より再度、優良割引が適用可能となります。



ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み：この商品は賠償責任保険普通保険約款に看護職特約条項をセットしたものです。
- 保険契約者：（一社）愛媛県医師会
- 保険期間：2024年5月1日午後4時から1年間となります。
- 募集期間：裏表紙に記載のとおり。
- 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者：（一社）愛媛県医師会に所属する医療機関の開設者
- 被保険者：医療機関に勤務する看護師・准看護師・保健師・助産師
- お支払方法：裏表紙の記載の期限までに保険料を（一社）愛媛県医師会までお支払いください。
- お手続き方法：添付の加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、ご加入窓口の愛媛県医師協同組合までご送付ください。
- 中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月末日までの受付分は受付日の翌月1日から2025年5月1日午後4時までとなります。
保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の前日までに（一社）愛媛県医師会までお支払いください。
- 中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入窓口の愛媛県医師協同組合までご連絡ください。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

看護職賠償責任保険の概要

●看護職特約条項

<第1章 看護業務担保条項>

被保険者である看護師・准看護師・保健師・助産師の方（以下、看護職といいます。）の業務※の遂行に起因して事故が発生した場合に、その看護職の方が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。（ご加入いただけるのは上記資格をお持ちの方にかぎります。）

※業務とは、保健師助産師看護師法に定められた業務および介護業務（身体上または精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある方に対して行われる入浴、排泄、食事等の介護業務）をいいます。

◎賠償責任保険では、被保険者（保険の補償を受けられる方）に法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金（自己負担額を設定している場合は、自己負担額を控除した額）を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内でお支払いします。賠償責任保険（法律上の損害賠償責任を補償する特約条項・追加条項）では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払いの対象となりません。

<第2章 刑事弁護士費用担保条項>（2024年2月1日始期以降契約より）

被保険者の看護業務の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたときにかぎり、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

※次の費用はお支払いの対象外になります。

①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用

②弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用

など

	保険金をお支払いする主な事故	保険金をお支払いできない主な事故
第1章 看護業務上の事故	<p>被保険者（注1）が、日本国内において看護業務等を遂行することにより、他人の身体に障害（障害に起因する死亡を含みます。）が発生し、またはその財物（その看護業務等の対象となる者から受託している財物（以下「受託物」といいます。）を含みます。）を損壊した場合（以下「事故」といいます。）において、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、賠償金（治療費、休業補償、慰謝料（注2）等）および費用（訴訟費用や弁護士報酬など（注3））をお支払いします。ただし、1回の事故について損害賠償金は保険金額を限度とします。損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の訴訟費用等は保険金額の損害賠償金に対する割合によります。</p> <p>（注1）被保険者とは、看護師・准看護師・保健師・助産師をいいます。</p> <p>（注2）修理費・再調達に要する費用については、被害財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。</p> <p>（注3）損保ジャパンの事前の承認が必要です。</p> <p>○保険期間中に事故が発見された場合にかぎり損害に対して保険金をお支払いします。「発見」とは、被保険者が事故の発生を最初に認識したとき（認識し得たときを含みます。）、または被保険者に対して損害賠償請求が提起されたとき（提起されるおそれがあると被保険者が認識したときまたは認識し得たときを含みます。）のいずれか早い時点でなされたものとします。</p> <p>※保険期間開始前の看護業務等にもとづく事故であっても、保険期間中に発見されれば、保険金のお支払いの対象となります。</p> <p>※被保険者を含む複数の者が法律上の賠償責任を負担する場合には、被保険者個人の帰責割合（被保険者が本来負担すべき責任の割合をいいます。）に応じた金額のみをお支払いします。</p> <p>※病院、診療所または医師が加入している医師賠償責任保険のお支払い対象になる場合には、医師賠償責任保険が優先して適用されます。</p>	<p>直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる賠償責任については保険金をお支払いしません。</p> <p>①被保険者の故意によって生じた賠償責任 ②保健師助産師看護師法に違反して行った看護業務に起因する賠償責任 ③所有、使用または管理する財物（受託物を除きます。）に対する賠償責任 ④被保険者と世帯と同じくする親族に対する賠償責任 ⑤名誉毀損または秘密漏えいに起因する賠償責任 ⑥特別な約定により加重された賠償責任 ⑦戦争、変乱、暴動、騒ぎまたは労働争議によって生じた賠償責任 ⑧地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変容によって生じた賠償責任 ⑨被保険者の使用者が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑩被保険者が助産所の開設者である場合において、被保険者または被保険者の看護業務の補助者が行う助産または妊婦、じょく婦もしくは新生児の保健指導に起因する賠償責任（看護職特約条項）</p> <p>など</p>
第2章 刑事弁護士費用	<p>被保険者の看護業務の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたときにかぎり、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。</p> <p>※次の費用はお支払いの対象外になります。</p> <p>①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用 ②弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用</p> <p>など</p>	<p>①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変容 ③保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件 ④被保険者の有罪の確定（注4）がなされた刑事事件 ⑤被保険者と世帯と同じくする親族の死傷に関する刑事事件 ⑥被保険者の業務に従事中の被保険者の使用者の死傷に関する刑事事件 ⑦美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件 ⑧所定の免許を有しない者が行った看護業務に起因する刑事事件</p> <p>など</p> <p>（注4）有罪の確定…第一審、控訴審または上告審の判決により、有罪が確定することをいいます。ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審またはその控訴審の判決を除きます。</p>
初期対応費用	<p>看護業務等上の事故が生じたことにより、被保険者が損害を負担するおそれのあることを被保険者が知った場合に、被保険者が負担した以下の費用をお支払いします。（社会通念上妥当な費用にかぎります。）</p> <p>（1）事故現場の保存・記録に要する費用 （2）事故原因・状況の調査に要する費用 （3）事故現場の取り付けに要する費用 （4）通信費</p> <p>ただし、1回の事故につき保険金額を限度とします。</p>	<p>直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる賠償責任については保険金をお支払いしません。</p> <p>①被保険者の故意によって生じた賠償責任 ②保健師助産師看護師法に違反して行った看護業務に起因する賠償責任 ③所有、使用または管理する財物（受託物を除きます。）に対する賠償責任 ④被保険者と世帯と同じくする親族に対する賠償責任 ⑤名誉毀損または秘密漏えいに起因する賠償責任 ⑥特別な約定により加重された賠償責任 ⑦戦争、変乱、暴動、騒ぎまたは労働争議によって生じた賠償責任 ⑧地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変容によって生じた賠償責任 ⑨被保険者の使用者が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑩被保険者が助産所の開設者である場合において、被保険者または被保険者の看護業務の補助者が行う助産または妊婦、じょく婦もしくは新生児の保健指導に起因する賠償責任（看護職特約条項）</p> <p>など</p>
被害者対応費用	<p>看護業務等を遂行することにより、他人が死亡したり8日間以上の入院を要した場合で、補償対象となる損害が発生するおそれのあることを被保険者が知った場合に、被保険者がその所属する組織の責任者の承諾を得て支出した以下の費用をお支払いします。（社会通念上妥当な金額にかぎります。）</p> <p>（1）見舞金 （2）見舞品購入費用</p> <p>ただし、1回の事故につき保険金額を限度とします。</p>	<p>直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる賠償責任については保険金をお支払いしません。</p> <p>①被保険者の故意によって生じた賠償責任 ②保健師助産師看護師法に違反して行った看護業務に起因する賠償責任 ③所有、使用または管理する財物（受託物を除きます。）に対する賠償責任 ④被保険者と世帯と同じくする親族に対する賠償責任 ⑤名誉毀損または秘密漏えいに起因する賠償責任 ⑥特別な約定により加重された賠償責任 ⑦戦争、変乱、暴動、騒ぎまたは労働争議によって生じた賠償責任 ⑧地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変容によって生じた賠償責任 ⑨被保険者の使用者が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑩被保険者が助産所の開設者である場合において、被保険者または被保険者の看護業務の補助者が行う助産または妊婦、じょく婦もしくは新生児の保健指導に起因する賠償責任（看護職特約条項）</p> <p>など</p>

看護職賠償責任保険の概要(つづき)

保険金をお支払いする主な事故		保険金をお支払いできない主な事故
<p>人格権侵害</p> <p>被保険者または被保険者以外の者が看護業務等の遂行に起因して保険期間中に行った以下の不当行為(以下「不当行為」といいます。)により、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害をお支払いします。</p> <p><人格権侵害></p> <ul style="list-style-type: none"> (1)不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損 (2)口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害 <p><宣伝障害></p> <ul style="list-style-type: none"> (1)口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害 (2)著作権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権を含みません。)、標題または標語の侵害 (3)宣伝上の着想または営業の手法の不正な流用 <p>ただし、1回の事故につき訴訟費用等を除き被害の額が加入者証記載の縮小でん補割合を乗じて得た金額とし、加入者証記載の保険金額を限度とします。</p>	<p>前記に掲げる事項の他、直接であると間接であると問わざり、次に掲げる賠償責任については保険金をお支払いたしません。</p> <p>①被保険者または被保険者の了解、もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為(過失犯を除きます。)に起因する賠償責任</p> <p>②被保険者による採用、雇用または解雇に関する被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任</p> <p>③最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任</p> <p>④事実と異なることを知りながら、被保険者は被保険者の了解、同意もしくは指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任</p> <p>⑤広告宣伝、放送、出版を業とする被保険者により行われた不当行為に起因する賠償責任</p> <p>⑥身体の障害または財物の損壊に起因する賠償責任</p> <p>⑦契約違反による宣伝障害に起因する賠償責任。ただし、書面によらない合意または約束において、宣伝上の着想または営業の手法を不正に流用した場合を除きます。</p> <p>⑧宣伝された品質、性能等に適合しないことによる宣伝障害に起因する賠償責任</p> <p>⑨価格表示の誤りによる宣伝障害に起因する賠償責任</p> <p>など</p>	

ご加入にあたってのご注意

○保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。

○加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。

●告知義務(ご契約締結における注意事項)

(1)保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

<告知事項>

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

(2)保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかつた場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

(注)看護職賠償責任保険における告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、加入依頼書等の以下の項目をいいます。

●被保険者欄(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)など

●通知義務(ご契約締結後における注意事項)

(1)保険契約締結後、以下の事項に変更が発生する場合、あらかじめ(※)取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

■加入依頼書等の記載事項の変更 ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。

(※)加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。

その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。(ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンに通知する必要はありません。)

(2)以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかない場合、損保ジャパンから的重要な連絡ができないことがあります。

■ご契約者(ご加入者)の住所などを変更される場合

(3)ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできることやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかつたときを除きます。

●重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)の対象となりません。

●ご契約を解約する場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●既加入者については、前年度契約と同等条件で継続加入を行う場合は加入依頼書の提出は不要です。
継続加入を行わない場合、または前年度契約と条件を変更して加入を行う場合は、その内容を記載した加入依頼書の提出が必要となります。

●この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを賠償します。

●賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。

●ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいたて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

●個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報を契約者に対して提供することができます。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧くださいか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

●この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。

●指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行なうことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

電話番号 0570-022808(ナビダイヤル)(通話料有料)

受付時間: 平日の午前9時15分~午後5時

(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しく述べ、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。[\(https://www.sompo.or.jp/\)](https://www.sompo.or.jp/)

●2010年4月1日以降発生の事故から、次の1.から4.までのいずれかの方法で賠償責任保険(特約)の賠償責任保険金をお支払いします。

- 1.被保険者(保険の補償を受けられる方)が相手の方へ賠償金を支払った後に、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。
- 2.被保険者の指図により、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。
- 3.相手の方が先取特権(他の債権者に優先して支払を受ける権利)を行使することにより、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。
- 4.被保険者が相手の方の承諾を得て、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。

*保険法により上記3.の先取特権を行使することによる賠償責任保険金のお支払いもできるようになります。

●補償の対象となる事故は、保険期間中に発見された事故にかぎります。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み：この商品は費用・利益保険普通保険約款に医療業務妨害行為対応費用保険特約条項および各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者：（一社）愛媛県医師会
- 保険期間：2024年5月1日午後4時から1年間となります。
- 募集期間：裏表紙に記載のとおり
- 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者：（一社）愛媛県医師会の会員
- 被保険者：（一社）愛媛県医師会の会員
 （一社）愛媛県医師会の会員が開設する医療機関の役員、使用人およびその業務の補助者
 （一社）愛媛県医師会の会員が理事長となっている医療法人または管理者となっている医療施設の役員、使用人
 およびその業務の補助者
- ご加入方法：添付の加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、ご加入窓口の愛媛県医師会協同組合までご送付ください。保険料は、ご指定の口座より引落させていただきます。（一括払）
- 中途加入：保険期間の中途中でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月末日までの受付分は受付日の翌月1日から2025年5月1日午後4時までとなります。
 保険料のお支払方法については別途ご案内します。
- 中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入窓口の愛媛県医師会協同組合までご連絡ください。

補償の内容[保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合]

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>保険金を支払う損害は、被保険者が第三者からのクレーム行為を被った場合に、そのクレーム行為を解決するために、弁護士費用を被保険者が負担することによって生じた損害を保険金として支払います。ただし、被保険者がクレーム行為を被り、解決が困難なものであるとして、被保険者がクレームコンシェルに支援を要請し損保ジャパンが承認した場合にかぎり保険金を支払います。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 弁護士費用 被保険者が被ったクレーム行為について、弁護士に委任することによって発生する相談料、着手金、報酬金、手数料、訴訟費用および偶然な事故に対応するために要した実費で、必要かつ有益な費用をいいます。 なお、顧問料および日当は含みません。 </div>	<p>次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①保険契約が初年度契約である場合において、保険期間の開始時より前に被保険者がクレーム行為を被った場合、または被るおそれのあることを知っていた場合もしくは知ったと合理的に推定される場合 ②この保険契約が継続契約である場合において、初年度契約の保険期間の開始時より前に被保険者がクレーム行為を被った場合、または被るおそれのあることを知っていた場合もしくは知ったと合理的に推定される場合 ③次のアまたはイに掲げる者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし、イに掲げる者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって損害が生じた場合において、他の者が受け取るべき金額については、この規定を適用しません。 ア. 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人 イ. 保険金を受け取るべき者またはその法定代理人でアに掲げる者以外の者 ④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 ⑦被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害 ⑧クレーム行為を行った者に対して、被保険者が損害賠償請求を行うことによって生じた損害 ⑨クレーム行為を行った者に対して、被保険者の債権を回収することによって生じた損害 ⑩医師賠償責任保険契約により保険金が支払われるべき損害 ⑪美容を唯一の目的とする医療によって生じた損害 ⑫所定の免許を有しない者（所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師を除きます。）が遂行した医療によって生じた損害 <p>など</p>

用語のご説明

クレーム行為	被保険者が日本国内で行った業務に対して、他人が補償対象者に暴行、脅迫、強要、威力、セクシャルハラスメント、不退去、偽計、風説の流布を行うことをいいます。
クレームコンシェル	損保ジャパンが指定するクレーム行為を解決するための相談窓口をいいます。
実費	収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費、調査費用その他弁護士が委任事務処理を行ううえで支払いの必要が生じた費用をいいます。
訴訟費用	調停、審判および抗告に要する費用を含みます。
調査費用	翻訳料、調査料等の費用をいいます。

ご加入にあたってのご注意

- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。
- 加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。

●告知義務(ご契約締結時における注意事項)

- (1)保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

<告知事項>

■加入依頼書の記載事項すべて

- (2)保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

●通知義務(ご契約締結後における注意事項)

- (1)保険契約締結後、以下の事項に変更が発生する場合、あらかじめ(※)取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

■加入依頼書の記載事項の変更

<例>保険金額等ご契約内容を変更される場合

など

- (※)加入依頼書に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。

その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、

遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

(ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンに通知する必要はありません。)

- (2)以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかない場合、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

■ご契約者(ご加入者)の住所などを変更される場合

- (3)ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできることやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかつたときを除きます。

(4)重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

- この保険契約では、この保険契約と同種の保険契約等(この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。)がある場合に、責任割合相当分について、求償権行使する場合があります。

- この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)の対象となりません。

- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返り金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返り金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧くださいか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行なうことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター】】

ナビダイヤル 0570-022808<通話料有料>

<受付時間>

平日：午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み：この商品は業務過誤賠償責任保険普通保険約款にサイバー保険特約条項、制裁等に関する追加条項、使用人法令違反補償追加条項、医療機関用追加条項、利益・営業継続費用補償追加条項（オールリスクプランの場合のみオプションとしてセット可能）、情報漏えい限定補償追加条項（情報漏えい限定プランのみ）をセットしたものです。
- 保険契約者：（一社）愛媛県医師会
- 保険期間：2024年5月1日午後4時から1年間となります。
- 引受条件（保険金額等）、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者：（一社）愛媛県医師会に所属する医療機関の開設者
- 被保険者：本保険の加入者
- ご加入の単位：施設単位（病院、診療所など）でのご加入となります。ただし、同一の法人が複数の医療施設または介護医療院・介護老人保健施設を運営している場合には、同一証券にて複数の医療施設または介護医療院・介護老人保健施設のご加入が可能です。
※複数の医療施設または介護医療院・介護老人保健施設を同一証券でご加入の場合、保険金額はすべての対象施設で共有する保険金額となります。医療施設単位または介護医療院・介護老人保健施設単位ごとにそれぞれ保険金額をご希望の場合は、施設単位でご加入ください。
※同一法人で複数の医療施設または介護医療院・介護老人保健施設を開設し、複数施設間で電子カルテ等を用いて個人情報等を共同利用している場合、一部の複数医療施設または介護医療院・介護老人保健施設のみご加入し事故が発生した場合にお支払いができないケースがございますので、全ての医療施設または介護医療院・介護老人保健施設でご加入ください。
- ※医療法人において、本部機能または管理部門機能として法人全体の運営管理の補佐・統括を行っており、医療施設外に法人本部事務局が存在する場合、ならびに、医療法第42条第1項に掲げる付帯業務を行っており、医療施設外に施設または事務所が存在する場合は、申込時にその付帯業務を行っている法人本部事務局、施設または事務所をご申告いただくことで対象業務に含めることができます。（追加保険料は不要）
- 中途加入：なお、上記付帯業務を施設内で行っている場合は申告の必要はありません。
：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月末日までの受付分は、受付日の翌月1日から2025年5月1日午後4時までとなります。
保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日前日までに（一社）愛媛県医師会までお支払いください。
保険料のお支払方法については別途ご案内します。
- 中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入窓口の愛媛県医師協同組合までご連絡ください。

保険金をお支払いできない主な場合

保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。なお、詳細について
は保険約款をご確認ください。

【損害賠償部分】

- ①直接であると間接であるとを問わず、次の事由に起因する損害賠償請求
ア.汚染物質の排出、流出、いつ出、漏出またはそれらが発生するおそれがある状態
イ.汚染物質の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化もしくは中和化の指示または要請
- ②直接であると間接であるとを問わず、核物質の危険性またはあらゆる形態の放射能汚染に起因する損害賠償請求
- ③直接であると間接であるとを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する損害賠償請求
- ④直接であると間接であるとを問わず、地震、噴火、洪水、高潮または津波に起因する損害賠償請求
- ⑤保険契約者、被保険者もしくは被保険者の法定代理人またはこれらの者の同居の親族の故意または重大な過失に起因する損害賠償請求。ただし、当会社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ⑥記名被保険者の使用者等が行ったまたは加担もしくは共謀した窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する損害賠償請求。
ただし、記名被保険者の使用者人が行った行為について、当会社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ⑦記名被保険者の使用者等が、その行為が法令に違反していることまたは他人に損害を与えることを認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求。
ただし、記名被保険者以外の被保険者について、当会社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ⑧販売分析、販売予測または財務分析の過誤に起因する損害賠償請求
- ⑨記名被保険者の業務の履行不能または履行遅滞に起因する損害賠償請求。
ただし、次のアまたはイの原因による場合を除きます。
ア.火災、破裂または爆発
イ.偶然な事故による被保険者のコンピュータシステムの損壊または機能の停止
- ⑩他人の身体の障害、財物の滅失、損傷、汚損もしくは紛失または盗取もしくは詐取されたことに起因する損害賠償請求。
ただし、他人の紙または記録媒体が紛失、盗取または詐取されたことにより発生した情報の漏えいまたはそのおそれに対する提起された損害賠償請求を除きます。
- ⑪特許権、意匠権等の知的財産権の侵害に起因する損害賠償請求。
ただし、著作権または商標権の侵害に起因する損害賠償請求を除きます。
- ⑫被保険者の業務の対価の見積もりまたは返還に起因する損害賠償請求
- ⑬業務の結果を保証することにより加重された損害賠償請求
- ⑭記名被保険者から記名被保険者の使用者等に対してなされた損害賠償請求

⑮被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた不正競争等の不当な広告宣伝活動、放送活動または出版活動による他人の営業権の侵害に起因する損害賠償請求

⑯株主代表訴訟等によってなされる損害賠償請求

⑰差押え、徴収、没収、破壊等の国または公共団体の公権力の行使に起因する損害賠償請求

⑱暗号資産の換金、売買、決済その他の取引に起因する損害賠償請求 など

【事故に関する各種対応費用部分】

- ①【損害賠償部分】で保険金を支払わない場合に該当する事由または行為
- ②記名被保険者が偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱いに起因する情報の漏えいまたはそのおそれ
- ③記名被保険者の役員に関する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
- ④電気、ガス、水道、通信もしくはインターネット接続サービスの中断、停止または障害が発生したことにより、記名被保険者に対してそれらが提供されなかつたことに起因して発生した費用 など

【利益損害・営業継続費用部分】

- ①【損害賠償部分】で保険金を支払わない場合に該当する事由または行為
- ②被保険者の構外にある他人に貸与されている被保険者システムの損害または損壊
- ③電気、ガス、水道、通信もしくはインターネット接続サービスの中断、停止または障害
- ④保険契約者または被保険者の法令違反
- ⑤労働争議
- ⑥政変、国交断絶、経済恐慌、物価騰貴、外国為替市場の混乱または通貨不安
- ⑦被保険者システムの能力を超える利用または他の利用者による利用の優先
- ⑧被保険者システムの操作者または監督者等の不在
- ⑨脅迫行為
- ⑩受取不足または過払い等の事務的または会計的過誤
- ⑪債権の回収不能、有価証券の不渡りまたは為替相場の変動
- ⑫被保険者が、顧客または取引先等に対して法律上または契約上負うべき責任の負担
- ⑬被保険者が新たなソフトウェアを使用または改定したソフトウェアを使用した場合における次のアまたはイに掲げる営業阻害事故
ア.通常要するテストを実施していないソフトウェアの瑕疵（かし）によって生じた営業阻害事故
イ.ソフトウェアの瑕疵（かし）によって、そのソフトウェアのテスト期間内、試用期間内、または正式使用後10日以内に生じた営業阻害事故
- ⑭政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体もしくは個人またはこれと連帯する者が、その主義もしくは主張に関して行う暴力的行為もしくは破壊行為 など

ご注意

- 賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンをご照会ください。
- 加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- この保険契約の保険適用地域は全世界となります。
- 保険料算出の基礎となる病床数、施設定員数等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。

- この保険の保険期間(保険のご契約期間)は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返戻い金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返戻い金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

■個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することができます。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧くださいか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)について

営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。なお、クーリングオフとはご契約のお申込み後であってもお客さまがご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回をすることができるということです。なお、次のご契約はクーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。

- ①保険期間が1年以内のご契約
- ②営業または事業のためのご契約
- ③法人または社団・財団等が締結したご契約
- ④保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申しください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただきます。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険責任は保険期間の初日の午後4時(※)に始まり、末日の午後4時(※)に終わります。

(※) 加入依頼書等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

●実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

●取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいたて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

ご加入にあたってのご注意

●告知義務(ご契約締結における注意事項)

- (1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

<告知事項>

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

- (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかつた場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできることや、ご契約が解除されることがあります。

(注) 告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

- ①記名被保険者
- ②業務内容
- ③損保ジャパンが加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項
- ④その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数値を記載する場合はその内容

●通知義務(ご契約締結後における注意事項)

- (1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなつた場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合 (ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

- (注) 加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかない場合、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできることやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くなつたときを除きます。

(4) 重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできることや、ご契約が解除されることがあります。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み：この商品は環境汚染賠償責任保険普通保険約款に施設所有管理者特約条項(医療廃棄物排出者責任用)をセットしたものです。
- 保険契約者：(一社)愛媛県医師会
- 保険期間：2024年5月1日午後4時から1年間となります。
- 募集期間：裏表紙に記載のとおり。
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者：(一社)愛媛県医師会に所属する医療機関の開設者
- 被保険者：(一社)愛媛県医師会に所属する医療機関の開設者
- お支払方法：裏表紙の記載の期限までに保険料を(一社)愛媛県医師会までお支払いください。
- お手続方法：添付の加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、ご加入窓口の愛媛県医師協同組合までご送付ください。
- 中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月末日までの受付分は受付日の翌月1日から2025年5月1日午後4時までとなります。
- 保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の前日までに(一社)愛媛県医師会までお支払いください。
- 中途脱退：この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の愛媛県医師協同組合までご連絡ください。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

医療廃棄物排出者責任保険の概要

医療機関が排出した廃棄物が不法投棄され、廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)・国内バーゼル法(特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律)に基づく措置命令・除去費用の求償を受けた場合に、廃棄物の撤去や汚染土壤の浄化にかかる費用など法律上の賠償責任をお支払いする保険です。

なお国内に不法投棄された場合で、①行政からの照会を受けるなど被保険者の廃棄物が不法投棄されたことが客観的に明らかであること、②投棄廃棄物の全数量および被保険者から排出された投棄廃棄物の数量が明らかであること、③投棄された場所の投棄廃棄物の全数量が同時に撤去されることが明確であること、の3条件を満たす場合は、実際に措置命令・除去費用の求償*を受けなくても、被保険者の排出者責任の範囲内で保険金をお支払いします。

*除去費用の求償とは、緊急を要する場合などで都道府県自らが除去し、その費用の負担を排出者等に命じることをいいます。

*2003年4月1日以降に新たにご契約された場合は、医療機関が遅及日(初年度契約の保険開始日)以降に排出した廃棄物が不法投棄された場合にかかり、保険金をお支払いします。

■お支払いする保険金

お支払いの対象となる損害は、被保険者が負担すべき次に掲げる法律上の賠償責任です。

- ①廃棄物処理法・国内バーゼル法の措置命令・除去費用求償に基づく廃棄物除去費用および土壤浄化費用
- ②投棄された廃棄物に起因した健康被害に対する医療費・逸失利益・慰謝料、または漁業権補償
- ③訴訟になった場合の争訟費用や弁護士報酬など(損保ジャパンの事前の承認が必要です。)

*上記①②については、複数の排出者が排出した廃棄物が1か所に不法投棄された場合、被保険者が排出した廃棄物の占める割合等、相当な範囲内の費用がお支払いの対象となります。

$$\text{支払保険金} = (\text{①} \sim \text{③} \text{の合計額}) \times 90\%$$

<環境汚染賠償責任保険普通保険約款の免責事由>

- ① 保険契約者または記名被保険者(保険契約者または記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行する他の機関)の故意
- ② 記名被保険者以外の被保険者の故意。ただし、それによってその被保険者が被る損害にかぎります。
- ③ 保険契約者または被保険者(保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行する他の機関)の故意による法令違反
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
- ⑤ 地震、噴火、洪水、高潮または津波
- ⑥ 原子核反応または原子核の崩壊。ただし、医学的、科学的または産業的利用に供されるラジオ・アイソトープ(注)の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。(注)ラジオ・アイソトープ…ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。
- ⑦ 酸性雨(雪、霧等を含みます。)
- ⑧ 被保険者に対してなされた差止請求
- ⑨ 環境汚染に起因して被保険者が被る損害
- ⑩ 石油、天然ガスその他の鉱物または蒸気もしくは温水を地中から採取または採掘するための施設に起因する環境汚染
- ⑪ 海洋施設に起因する環境汚染
- ⑫ 被保険者が所有、使用または管理する航空機、船舶または自動車に起因する環境汚染
- ⑬ 初年度契約締結の当時、被保険者のうち環境保全について責任を有する者が、初年度契約の保険期間開始前に発生していた環境汚染または環境汚染の原因となる事故について、被保険者に対して賠償請求が提起されるおそれのあることを知っていた場合または合理的に予見すべきであった場合において、その環境汚染または環境汚染の原因となる事故に起因する賠償責任
- ⑭ 保険期間開始前に提起されていた賠償請求の原因となる環境汚染と同一のまたは関連した環境汚染に基づく賠償請求によって負担する賠償責任
- ⑮ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ⑯ 記名被保険者の役員または使用人が記名被保険者の業務に従事中に環境汚染にさらされた結果、その役員または使用人が被った身体の障害に起因する賠償責任
- ⑰ 被保険者が所有、使用または管理する財物の滅失、損傷、汚損または使用不能について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- ⑯ 悪臭、騒音、振動、土地の沈下・隆起・移動または日照不良に起因する賠償責任
- ⑯ 不動産価格の下落に起因する賠償責任

など

<施設所有管理者特約条項(医療廃棄物排出者責任保険用)の免責事由>

- ① 被保険者が自ら不法投棄した廃棄物に起因する環境汚染
- ② 被保険者が、適正に処理されないことを知りながら、または適正に処理されないことを知りながら、第三者に引き渡した廃棄物に起因する環境汚染
- ③ 廃棄物の処理について保険期間中に無許可業者と委託契約を締結している被保険者が、保険期間中または保険期間開始以前に排出した廃棄物に起因する環境汚染
- ④ 保険期間中に産業廃棄物管理票を交付していない、または産業廃棄物管理票に虚偽の記載をしている被保険者が保険期間中または保険期間開始以前に排出した廃棄物に起因する環境汚染
- ⑤ 被保険者が所有、使用または管理している場所に不法投棄された廃棄物に起因する環境汚染
- ⑥ 被保険者の占有を離れた廃棄物を収集、運搬または処分した者の身体障害または財物損壊に対する賠償責任を負担することによって被る損害など

(注)上記以外の特約条項、追加条項にも保険金をお支払いできない場合が記載されております。詳細は約款集をご確認ください。

医療廃棄物排出者責任保険の概要(つづき)

<ご注意>

- ①自らが排出した廃棄物が不法投棄された事実を知った場合、損保ジャパンに遅滞なく通知する必要があります。
- ②損保ジャパンがマニフェスト・委託契約書について調査する必要があると判断した場合は、これに協力しなければなりません。

上記が遵守されない場合、それによって損保ジャパンが被った損害を差し引いて保険金が支払われる場合があります。

ご加入にあたってのご注意

- この保険契約は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでご照会ください。
- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- 保険料算出の基礎となる病床数につきましては、加入依頼書の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- 加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。
- この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)の対象となりません。
- この保険の保険期間(保険のご契約期間)は原則として1年間となります。
- 保険責任は保険期間の初日の午後4時(※)に始まり、末日の午後4時(※)に終わります。
- (※)加入依頼書またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。
- 実際にご契約いただくお客様の保険料につきましては、加入者証等にてご確認ください。
- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 2010年4月1日以降発生の事故から、次の1.から4.までのいずれかの方法で賠償責任保険(特約)の賠償責任保険金をお支払いします。
- 1. 被保険者(保険の補償を受けられる方)が相手の方へ賠償金を支払った後に、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。
- 2. 被保険者の指図により、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。
- 3. 相手の方が先取特権(他の債権者に優先して支払を受ける権利)を行使することにより、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。
- 4. 被保険者が相手の方の承諾を得て、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。
- * 保険法により3.の先取特権を行使することによる賠償責任保険金のお支払いもできるようになります。詳細につきましては、取扱代理店までお問い合わせください。
- 補償の対象となる事故は、保険期間中に損害賠償請求を提起されたものにかぎります。

●告知義務(ご契約締結時における注意事項)

- (1) 保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

①被保険者が個人(注)のお客さまの場合

(注)個人事業主のお客さま(法人以外の組合等のお客さまも含みます。)は、個人に含みます。また、被保険者が複数存在する場合、例えば、法人と個人の両方が被保険者となる保険の場合は、「①被保険者が個人のお客さまの場合」に含まれません。

<告知事項>

- ①記名被保険者 ②業務内容 ③保険料算出の基礎数字
④他の保険契約等

②被保険者が上記①以外のお客さまの場合

<告知事項>

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

- (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかつた場合は事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

(注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、加入依頼書等の①記名被保険者欄(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)②業務内容欄③損保ジャパンが加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項④その他加入者証記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容をいいます。

●通知義務(ご契約締結後における注意事項)

- (1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなつた場合は、ご通知いただく必要はありません。

①被保険者が個人(※)のお客さまの場合

<通知事項>

告知事項に変更が発生する場合、遅滞なくご通知ください。
ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。

(※)個人事業主のお客さま(法人以外の組合等のお客さまも含みます。)は、個人に含みます。

②被保険者が上記①以外のお客さまの場合

次のような場合には、あらかじめ(※)取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

<通知事項>

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合
ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。

(※)加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

- (2) ご契約者の住所などを変更される場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要な連絡ができないことがあります。

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできることやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くなかったときを除きます。

(4) 重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

- 既加入者については、前年度契約と同等条件で継続加入を行う場合は加入依頼書の提出は不要です。
継続加入を行わない場合、または前年度契約と条件を変更して加入を行う場合は、その内容を記載した加入依頼書の提出が必要となります。

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返りい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかかる、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返りい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

- 取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

ご加入にあたってのご注意(つづき)

●個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することができます。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。お問い合わせください。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

●この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。

●指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行なうことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

電話番号 0570-022808(ナビダイヤル)(通話料有料)

受付時間: 平日の午前9時15分~午後5時

(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

[共通] 万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。

<1>事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称

<2>上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称

<3>損害賠償の請求の内容

2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。

3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。

4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。

5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。

6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。

7. 上記の1.~6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。

●被保険者(保険の補償を受けられる方)が損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくことになります。

※本保険では、保険会社が被保険者(保険の補償を受けられる方)の代わりに示談交渉を行うことはできません。

※医師賠償責任保険において、その事故の紛争処理が日本医師会賠償責任審査会に付託されたときは、その裁定額を限度に保険金の支払いを決定します。

●保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 等
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書（写）、メーカー や修理業者などからの原因調査報告書、刑事弁護士費用に関する通知書 等
③	保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿（写） 等 ②被保険者・被補償者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 等
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書（写）、登録事項等証明書 等
⑤	公の機関や関係先などへの調査のために必要な書類	同意書 等
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、被害者からの領収書、承諾書 等
⑦	弁護士委任状	（クレーム対応費用の場合） 弁護士に対応を依頼した際の委任状

（注1）事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

（注2）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

●損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することができます。

①公的機関による捜査や調査結果の照会 ②専門機関による鑑定結果の照会 ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査 ④日本国外での調査

⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかつた場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

●賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

●被保険者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。

詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

お手続き方法／ご加入要領

1 ご加入対象者

(一社) 愛媛県医師会の会員または(一社) 愛媛県医師会の会員が理事長となっている医療法人または管理者となっている医療施設

2 お申込期限

2024年3月25日(月)まで (保険期間:2024年5月1日午後4時から1年間)

3 お申込方法

すでにご加入の医師賠償責任保険等と同内容でご継続いただく場合は、特段の手続きは必要ありません。(自動継続)

新規にご加入される場合

- ①同封の【資料請求FAX用紙】に興味がおありのプランをご指定いただき、ご返信ください。
- ②ご加入に必要な、申込書等を郵送させていただきますので、ご記名・ご捺印のうえ、ご返送をお願いします。

4 保険料のお支払

4月の基金引から保険料を差し引かせていただきます。

※お振込をご希望の場合は、愛媛県医師会の以下の口座へお振込みください。

伊予銀行 本店 普通預金 3517925
名義:一般社団法人 愛媛県医師会 会長 村上 博

<振込締切日:2024年4月15日(月)>

保険料の基金引ができなかったり、お振込みがなかった場合、保険の責任は開始されませんのでご注意ください。

5 中途加入

お申込月の翌月1日からご加入いただけます。

「加入依頼書」をお送りしますので以下の「問い合わせ先」までご連絡ください。

問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

●取扱代理店

愛媛県医師協同組合 担当:松本、日野
〒790-8585 愛媛県 松山市 三番町 4-5-3
TEL 089-986-9978 : FAX 089-933-1465
(受付時間:平日の午前9時から午後5時半まで)

●引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 愛媛支店法人支社
〒790-0011 愛媛県 松山市 千舟町 4-6-3
TEL 089-943-1917 : FAX 089-933-9582
(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

●事故が起きた場合

事故が起きた場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口:事故サポートセンター】
0120-727-110

受付時間
平日 午後5時～翌日午前9時
土日祝日(12月31日～1月3日を含みます。) 24時間
※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客様からの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。
したがいまして、取扱代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。
必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なっています)。
ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●加入者証は大切に保管してください。また、3ヶ月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

(2020/00/00 ●●00-00000)

